

コンプライアンス マニュアル

COMPLIANCE MANUAL



コンプライアンス・マニュアル

平成29年7月13日発行

関西電力株式会社 関西電力コンプライアンス委員会



関西電力グループのコンプライアンスとは

関西電力グループは、お客さまをはじめ社会の皆さまからの「信頼」に支えられて、事業活動を行ってきました。本格的な競争時代に突入り、経営環境が激変する中、総合エネルギー、情報通信、不動産、暮らし関連といった事業を手がけ、国内外にわたる事業フィールドを活動の舞台としていくなど、新たな成長を目指してまいります。そのためには、これまで以上にお客さまや社会の皆さまの「信頼」を大切にしていかなければなりません。

「信頼」は、一朝一夕に築くことができるものではありませんし、これを維持し高めていくことも容易ではありません。一方、「信頼」はたった一つの出来事で、一瞬のうちに失うことは、これまでの関西電力グループ自身の、また他社での不祥事案をみれば、よくわかると思います。

「信頼」を賜る源は、安全とCSR、中でもコンプライアンスであります。コンプライアンスとは、企業がルールを守り、社会的な要請に適切にいくことです。事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底することは、関西電力グループの経営理念である、安全最優先と社会的責任の全うを経営の基軸とし、「お客さまと社会のお役に立ち続ける」という使命を果たすために必須の事項の一つです。

私たちは、業務を進める上でも、業務外でも、良き企業人、社会人として、コンプライアンスを徹底することを基本姿勢とすること、そして企業風土として本当に定着させることを通じて「信頼」を確かなものとし、お客さまや社会の皆さまの期待に応えていくことが大切なのです。

このコンプライアンス・マニュアルでは、法令、社内ルール、企業倫理等に照らして、関西電力グループの役員、従業員全員が遵守すべきことや注意すべきことを、18項目のコンプライアンス指針に基づき具体的に説明しています。

ぜひ、関西電力グループの皆さんは、このコンプライアンス・マニュアルを通じて、「信頼」の源、コンプライアンスの大切さをしっかりと認識して頂き、その徹底を心がけていただきたいと思います。

はじめに / 関西電力グループのコンプライアンスとは	1
第1章 コンプライアンス実践のために	3
第2章 コンプライアンス指針	9
コンプライアンス指針	
～一人ひとりがコンプライアンスを実践するための18項目～	10
1. 安全の確保	12
2. 環境の保全	18
3. 人権の尊重	22
4. 適正な労働環境の確保	26
5. 業務に関連する法令等の遵守	34
6. 会社の定める諸ルールの遵守	44
7. 適正な経理処理と納税	48
8. 国際ルールや相手国の法令等の遵守	52
9. 公正かつ適正な業務処理	58
10. 独占禁止法等の遵守	64
11. 消費者保護の徹底	72
12. 個人情報、お客さま情報、企業秘密等の厳重な管理	78
13. 知的財産の管理、他人の知的財産の侵害防止	86
14. 反社会的勢力・団体との対決	92
15. 社会人として良識ある行動	96
16. 贈答・接待等に対する節度	102
17. 公私の区別	106
18. インサイダー取引の防止	112
参考① コンプライアンス指針一覧	116
参考② 関西電力グループのコンプライアンス相談制度	118

第1章

コンプライアンス 実践のために

◆ コンプライアンスって何だろう。 ◆ なぜ今コンプライアンスなのだろう。



コンプライアンスとは、何でしょうか？



コンプライアンスは、「法令遵守」といわれることがあります。しかし、法令や条例で定められた事項さえ守っていればよいというのは誤りです。法令や条例を遵守することはもちろん、企業倫理に即した行動を徹底し、社会から非難されるような行動を慎まなければなりません。すなわち、コンプライアンスは、企業が世の中のルールを守り、社会的な要請に適切していくことと考える必要があります。



なぜ今、コンプライアンスの徹底が必要なのでしょう？



近年、大手企業で不正会計やデータ改ざんなどのコンプライアンス違反が発生しており、お客さまや社会が企業を見る目は、ますます厳しくなっています。コンプライアンス違反は、お客さまや社会の信頼を大きく裏切るもので、会社倒産の危機にまで発展することもあります。

関西電力グループにおいても、過去に、①関西国際空港エネルギーセンター定期事業者検査におけるデータの書き換え、②水力発電所における電気事業法・河川法の手続き申請漏れや報告データの不適切な修正、③故意のお客さま情報の漏えい、④架空・地中送電工事の談合・談合助長(※)などのコンプライアンス違反事象を発生させてしまいました。これらは法令違反であるとともに、マスコミ報道で批判を受け、社会の皆さまの信頼を裏切る結果となってしまいました。

現在、私たち関西電力グループは「関西電力グループ中期経営計画(2016～2018)」の達成に向けて取り組んでいますが、私たちの事業は「信頼」に支えられて進めることができるということを改めて心に刻む必要があります。お客さまや社会の皆さまからの「信頼」がなければ、私たち関西電力グループを選んでいただけなくなり、中期経営計画も絵に描いた餅になりかねません。中期経営計画を成し遂げるためには、私たち一人ひとりが、今こそコンプライアンスを着実に実践し、積み上げていくことが大切なのです。



コンプライアンス徹底のために関西電力グループの取り組みは
どうなっているのでしょうか？



関西電力の社長を委員長とする「関西電力コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する総合の方策を策定しています。そして、関西電力グループコンプライアンス推進計画、各部門のコンプライアンス推進計画、各社のコンプライアンス推進計画に基づき、それぞれの事業特性に合わせた自律的なコンプライアンス推進活動に取り組んでいます。

そして、各職場では、一人ひとりが「信頼」の担い手として、事業活動のあらゆる局面において、法令、社内ルール、企業倫理、社会常識に則り行動するよう、意識啓発、研修等を通じコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

(※)

- ①関西国際空港エネルギーセンター定期事業者検査において、本来の計測値や管理基準値の書き換えを行った。
- ②水力発電所において、電気事業法・河川法に基づく手続きの申請漏れや、ダム堆砂状況に関する定期報告データについての不適切な修正を行った。
- ③関西電力旧長浜営業所およびグループ会社において、社外第三者の求めにより故意にお客さま情報を漏えいした。
- ④関西電力が発注した架空・地中送電工事において、グループ会社2社を含む取引先が受注調整(談合)を行っていた。また、関西電力が予算価格等非公開情報を取引先に開示するなどして当該談合を誘発、助長した。その結果当該グループ会社および関西電力が、公正取引委員会から処分等を受けた。



◆ コンプライアンス実践のポイント 「社会の常識」と変化に気をつけよう。



私たちはコンプライアンス違反を発生させないために、具体的にどう取り組めばよいでしょうか？



業務を遂行する際に、その業務や自らの行動の中に潜むコンプライアンスリスクに気づく必要があります。

コンプライアンスリスクを見定めるにあたっての判断基準は、「社会の常識」であり、世間の受け止め方の相場感覚を持つことが重要です。「こんな行動をしたら、世間からどのように受け止められるだろうか？」と考えてみましょう。

そして、社会の常識とは必ずしも「会社の常識」や「業界の慣行」ではないことに注意が必要です。特に、「その道のプロ」は、玄人判断をしていますが、そうなるとコンプライアンスリスクに気づかなくなる危険性が生じます。一般消費者の目線で「素人感覚」を忘れないことがポイントです。



「社会の常識」が判断基準ということですが、どういったことに留意しなければなりませんか？



社会の常識は、時代や社会情勢の変化に伴い常に変化します。そうすると、社会的な許容範囲は、時を経て変わります。例えば、消費者保護、個人情報や知的財産の保護、ハラスメント等の問題は、法令の規制内容や社会の受け止め方が時を経て変化しています。以前は問題にならなかったから今回も大丈夫、と判断することは危険です。

判断に迷ったときには、以下の「コンプライアンス・チェック」に照らし自問してみてください。

- その行動は、法令や社内ルールに反していませんか。
- その行動は、常識人としてのマナーに反していませんか。
- その行動は、会社のイメージを損ないませんか。
- その行動は、家族に知られても恥ずかしくありませんか。
- コンプライアンスに反する恐れのある行為を見逃していませんか。



◆ コンプライアンス違反かな？と思ったら… 勇気を持って是正しよう！



コンプライアンス・チェックに照らして疑問に思ったり、日々の仕事を進める中で「こんなやり方はコンプライアンス上問題があるのではないか？」と思ったら、どうしたらいいですか？



関西電力グループの役員・従業員の各個人のコンプライアンス意識が高いということが、CSRアンケートの結果から窺えます。もし、日々の仕事を進める中で「こんなやり方はコンプライアンス上問題があるのではないか？」と思ったら、一人で抱えこまず、上司や同僚に相談のうえ是正する必要があります。相談を受けた上司も、誠実に問題提起を受け止めたうえで、自ら解決できない場合は、さらに自らの上司や上位機関に相談しなければなりません。

さらに一歩進んで、自らの担当業務外であっても、他人の行為にコンプライアンスリスクや違反があることを発見した場合は、面倒だとか、自分には関係ないなどと思わず、勇気を出して指摘し、是正を求めましょう。それでも解決できない場合は、速やかに上司に相談するようにしましょう。職場の皆さん一人ひとりがコンプライアンスリスクや違反のおそれがある問題について、指摘相談できる職場づくりに努め、自律的にコンプライアンス違反を防止できるようにしましょう。



それでも、職場で自律的に解決するのが難しそうときや職場の雰囲気や問題の内容から言い出しにくいときは、どうしたらいいですか？



ためらわずにコンプライアンス相談窓口を利用してください。相談者や相談内容の秘密は、厳守されます。相談者の氏名や相談内容は、調査・対応に必要な範囲にしか開示されず、これらの情報を開示された者には厳格な守秘義務が課されます（氏名の開示を希望しない場合は、匿名相談も受け付けています）。

また、相談者に対し、コンプライアンス窓口で相談を行ったことを理由として不利益を与えることは禁止されています。

コンプライアンス相談窓口を利用できる人や相談方法など詳細は、巻末の「関西電力グループのコンプライアンス相談制度」をご覧ください。



コラム・1 ◆ コンプライアンス違反を発生させたら

ひとたびコンプライアンス違反事象を発生させると、会社の信頼失墜に直結します。また、あなた自身、さらには同僚、ご家族にも大きな影響が及ぶことがあります。このことを肝に銘じておきましょう。

【会社への影響】

- ・ **信頼の失墜**：コンプライアンス違反の事実が報道等され、企業の信頼を失うことになります。企業イメージの毀損により、地域の方や社会の皆さまからの不信、お客さまの離脱や取引先の減少、最終的には会社の存亡にかかわる事態につながる場合があります。
- ・ **行政処分**：監督官庁からの業務改善命令や営業停止処分を受ける場合があります。
- ・ **民事責任**：損害を与えた場合、損害賠償を請求されることがあります。
- ・ **刑事責任**：会社や関係者（役員、行為者の上司等）が刑事罰を科されることがあります。

【個人への影響】

- ・ **民事責任**：損害を与えた場合、違反者個人に、損害賠償を請求されることがあります。
- ・ **刑事責任**：罰金や懲役刑が科されることがあります。
- ・ **懲戒処分**：就業規則に基づく懲戒処分等を受ける場合があります。場合によっては今の職を失い、ご自身やご家族の生活が大きく変わることがあります。

コラム・2 ◆ コンプライアンス違反が発生しやすい状況



どのような状況でコンプライアンス違反は発生しやすいのでしょうか？



コンプライアンス違反は、様々な要因が重なって発生することが多いのですが、次のような企業や職場において、コンプライアンス違反が発生しやすいと考えられます。

- ・ 「過去からみんなやっているから問題ない。」「他社でもやっているから問題ない。」
「コンプライアンス違反を隠してもみつからない、ばれない。」と安易に考える風潮がある。
- ・ 最新の法令の改正等を踏まえた、社内ルールおよび業務の見直しを実施できていない。
- ・ コンプライアンスより、目先の目標達成や利益を優先してしまう。
- ・ コンプライアンス違反を発生させた場合に、会社や従業員に生じる悪影響およびその重大性を認識していない。

もし、皆さん自身や皆さんの職場がこのような状態に陥っていたら、要注意です。

第2章

コンプライアンス指針

コンプライアンス指針

～一人ひとりがコンプライアンスを実践するための18項目～

「関西電力グループCSR行動憲章」の「CSR行動原則」では、
「6. コンプライアンスの徹底」として、次のとおり定めています。

関西電力グループは、事業活動のあらゆる局面において、法令、社内ルール、企業倫理等を遵守し、コンプライアンスを経営の基盤として実践・徹底します。
また、グループ全体でこれらの実践を保証するためのしくみを構築し、その維持・改善を図ります。

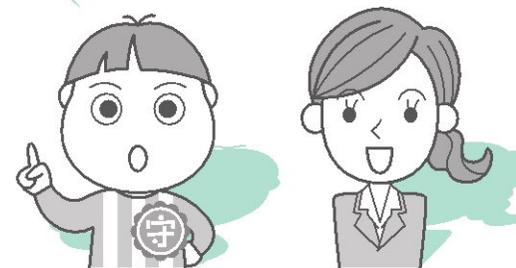
一人ひとりの行動規範

- ・安全・健康の確保、環境の保全、人権の尊重等は、コンプライアンスの観点から重要であることを意識し、これらに関する法令等を遵守します。
- ・業務の遂行に当たって、事業を規制する法令をはじめとした関係法令および会社が定める規程等の社内ルールを遵守します。海外の事業活動においても、国際ルールや当該地域の法令等を遵守します。
- ・公正かつ自由な競争を前提に業務を遂行します。個人情報、お客さま情報、企業秘密等は厳正に管理するとともに、他人の知的財産は侵害しません。
- ・社会規範に則して行動し、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は行いません。
- ・常に関西電力グループの一員としての自覚を持ち、品位を保ち、社会人として良識ある行動をとります。

私たち一人ひとり、これを改めて確認し、十分に理解したうえで業務を進めるなどコンプライアンスの徹底を実践していかなければなりません。そのために、法令、社内ルール、企業倫理等に照らして、関西電力グループの役員、従業員全員が遵守すべきことや注意すべきことを具体的に説明したものが、このコンプライアンス・マニュアルです。本章では、18項目の指針に基づき、関西電力グループの皆さんが遵守すべきことや注意すべきことを説明します。

18項目について事例を
交えながら説明するので、
理解しやすいと思いますよ。

第2章では、
コンプライアンス指針
について学ぶですね。



1. 安全の確保

- いかなるときにも、安全を最優先に考えて、業務を遂行します。
- 業務遂行に当たっては、安全に関する法令や社内ルールを守り、安全の確保に細心の注意を払います。
- 事故・災害の未然防止に努めます。万一発生した場合は、迅速に救護・復旧に努めます。

安全最優先で、それぞれの業務を確実に遂行しましょう。

自分自身はもちろんのこと、同じ職場のみならず協力会社の皆さまなど、全ての仲間の安全を思いやる気持ちを常に持ち、安全を積み重ねていかなければなりません。思いやりを根ざしたコミュニケーションを実践することにより、何でも話し合える風通しの良い風土を醸成し、継続的な改善を実践することにより、安全確保を優先する風土を醸成しましょう。

また、私たち関西電力グループは、多数の設備を地域社会の中に設置しています。設備の適切な管理を怠って異常を見逃したことで重大な事故を起こせば、お客さまや社会に甚大な被害を与えてしまうことを忘れてはなりません。

新たな成長を目指す中においても、効率性やお客さまへのサービス提供を優先させるあまり、安全の確保がおろそかになる、ということがあってはなりません。関西電力グループ全体で、「安全最優先」の下、それぞれの業務を確実に遂行していくことが、お客さまのご満足や社会からの信頼獲得につながります。

安全に関するルールを遵守しましょう。

安全に関するルールは、長い間の経験や過去の失敗に基づく尊い本職から生まれたものです。自分の周りにどのような安全に関するルールがあるか、また、そのルールはなぜ守らなければならないのかを、十分に理解しましょう。ルールをしっかり守る、判断に迷う事象が発生した場合は、立ち止まって相談することで、ほとんどの事故を防ぐことができます。



万一事故・災害が発生したときは、迅速な救護・復旧に努めましょう。

安全最優先で業務を遂行していても防ぐことのできない事故・災害もあるかもしれません。万一、事故・災害が起きてしまった場合には、まずは人命の救護にあたり、そのうえで、設備等の早期復旧を図りましょう。

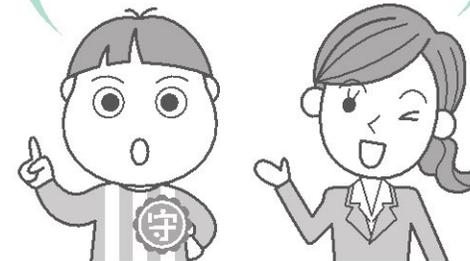
事故・災害発生後の対応如何によっては、社会から大きな非難を受ける可能性があります。焦らず、落ち着いて、しかし迅速に対応することが大切です。

設備の安全を確保しましょう。

ルールを守って、作業におけるヒューマンエラーを防止するだけでなく、設備の安全を確保しなければ、お客さまに安全で安定的にサービスをお届けすることができません。

事故や災害の後、いかに適切な対応を行うかが重要だね。

自分自身はもちろん、関係する全ての人の安全を思いやる気持ちを大切に。



Q1 定められた作業手順を省略したら？

Aさんは、落雷による停電の復旧工事を行っていた。お客さまから、早く復旧作業を終了するように執拗に催促されたため、作業の安全確保に必要な手順を省略して工事を終わらせた。

A1 作業ミスによる事故を招くとともに、事故の種類によっては被害が拡大する可能性があります。

作業手順や操作手順などは、作業の安全確保などのために定められたものです。勝手に省略したり変更したりすることは、作業ミスによる事故を招く危険性があります。

また、その事故の種類によっては、被害が拡大する可能性があり、大変危険です。

労働安全衛生法は、事業者に対して、労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するために必要な措置を講じることを義務づけています。それと同時に、労働者に対して、事業者が講じる措置に応じて必要な事項を守ることを義務づけています。すなわち、法令遵守の面からも、作業手順や操作手順に従い作業を行う必要があります。

お客さまから作業を早く終了するように言われたとしても、定められた作業手順を勝手に一部省略するという行為は、厳に慎まなければなりません。

作業手順や操作手順に従い作業を行うことは、手間がかかり、時には無駄に思うことがあるかもしれませんが、作業手順や操作手順は、事故を防ぐための先人の知恵が集積されたものであることを認識し、必ず遵守しなければなりません。



Q2 作業中にケガをしたとの報告を受けたら？

A係長は、停電事故復旧作業から戻った担当のBさんから、作業中に足を挫いたとの報告を受けた。幸い痛みはひどくなかったが、念のため帰宅時に病院で診察を受けることとした。翌朝、Bさんの話では、捻挫と診断されたとのことだったので、A係長は「そうか。まあ、骨折じゃなくてよかった。以後気をつけるように。」と述べるにとどまった。

A2 たとえ軽傷でも業務上災害（労災）として適正な手続が必要です。また、休業の場合に行政への報告を怠ると、労働安全衛生法に違反し、処罰される可能性があります。

A係長は、Bさんから診断の結果を聞いて、気をつけるよう言っただけでしたが、軽傷とはいえ、業務遂行中に業務に起因して発生したケガは労災として取り扱われます。法令と社内ルールに基づき、業務上災害としての社内報告や、社外関係箇所への報告など、迅速かつ確実に手続を進めるようにしましょう。

A係長は、自分の職場で労災が発生したことを報告しなかった、あるいは、軽微なので労災には該当しないと判断したのかもしれない。しかし、仮に労災をそうではないよう取り繕ったとなると、いわゆる「労災隠し」として社会から非難を浴びるなど、深刻な事態を招くおそれがあります。

また、Bさんが、労働基準監督署長に対し労災保険給付を申請せず、例えばBさんの健康保険から保険給付を受けたりするのも問題です。労災は健康保険の給付対象となっていないため、健康保険から給付を受けた部分について返還のうえ、労災保険へと切り替えなければなりません。

なお、仮にBさんが1日でも休業した場合、事業者は、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。故意に提出しなかったり、報告書に嘘の内容を記載して提出したりすると、労働安全衛生法違反となり、罰金が科されます。



関西電力グループで実際に発生した事例

ある事業所で業務上災害が発生した。被災者は病院で治療を受けるとともに仕事を休まざるを得なくなったが、当該所属の上司は、被災程度は大したものではないと判断し、上位機関へ報告しなかった。その後、事実が発覚し、会社が労働基準監督署へ届出を行ったが、届出遅延による行政指導を受けた。

Q3 設備の瑕疵(かし)を放置したら?

Aさんは、お客さまから「鉄塔敷地を囲うフェンスの一部が破れている。」との電話を受けた後、すぐに現地確認をしなかった。しばらく日が経過した後、Aさんは現地を確認したが、このくらいであれば、今すぐ修理しなくても問題ないだろうと勝手に判断して、修繕に関する手配を行わなかった。

A3 お客さまや地域の皆さまが破れたフェンスでケガをしたり、フェンスの中に侵入して感電した場合には、会社の責任が問われることがあります。

私たちは、多数の設備を地域社会の中に設置しています。それらの設備の瑕疵を放置した場合には、人身災害を引き起こす危険性があります。

本事例のように、鉄塔敷地を囲うフェンスの破れであっても、放置すると深刻な事態を引き起こす場合があります。例えば、誰かが破れたフェンスでケガをしたり、フェンスの破れから侵入して感電した場合はどうでしょう。会社が、フェンスをしっかり維持管理していればこのようなことは生じなかったであろうと考えられることから、土地の工作物(この場合はフェンス)の「設置・保存の瑕疵」について責任を問われるおそれがあります。

このように、設備に瑕疵が生じているのに、適切な処置を講じなかったことによって、事故が起きたときには、会社や従業員に対して多額の損害賠償が請求される可能性があります。場合によっては、見過ごした従業員自身が法令により処罰される可能性もあります。事故によりこうした法的な責任を負う可能性があることはもちろん、何よりも社会からの信頼が失われてしまうということを、十分に理解しておかなければなりません。

お客さまからのお申出や巡視点検において、異常を発見した場合には、直ちに事実確認を行い、当座の危険防止や修繕手配等の適切な処置を講じなければなりません。他部門や、他のグループ会社が管理する設備の異常に気づいた場合、さらに休日等にたまたま会社設備の異常等に気づいた場合にも、速やかに関係箇所連絡するなどしましょう。



Q4 設備の異音を無視したら?

Aさんは、設備の点検作業で異音を聞いたが、外観に異常がなく設備は稼働していたため、「問題はない」と勝手に判断した。Aさんは、原因調査をせず、上司にも報告せずに、点検作業を完了した。

A4 ほんの少しの異常であっても大惨事につながる可能性があります。設備異常の可能性に気がついた場合、法令や社内ルールに則って、迅速かつ確実に報告・調査を行わなければなりません。

会社が保有する設備に異常を発見した場合には、事故や災害を未然に防止するために、迅速・確実に原因を調査する必要があります。

本事例の場合、ごく僅かな異音のみであり、放置しても大事に至らないかもしれませんが、その保証はありません。万一に備えてどのように対応すべきか、上司と相談のうえ、組織として判断を下してください。

仮に、「問題はない」と勝手に判断を下して、異常を放置し、実際に災害や事故が生じた場合には、会社はその管理を怠った責任を厳しく追及され、場合によっては、会社や従業員に対して、多額の損害賠償の請求が行われることになりかねません。また、人身に被害が発生した場合には、従業員自身が、法令により処罰される可能性もあります。さらに、異常を発見しながら適切に対応せず、事実を隠べいすることがあれば、それだけで社会からの信頼は大きく損なわれることになります。

自らの作業で安全が保たれること、また、注意を怠れば、取り返しがつかない事故や災害につながる可能性があることを常に心して、業務に当たりましょう。



2. 環境の保全

- 事業活動の遂行に当たっては、環境に十分配慮します。
- 廃棄物処理法等の環境の保全に関する法令・条例等を遵守します。
- 地域社会の一員として環境の保全に向けて、省資源・省エネルギー活動に率先して取り組みます。

持続可能な社会の構築に向けて、環境への取り組みを一層進めていかなければいけないよ。



一人ひとりが環境の保全に取り組むことが大切なのですね。



環境問題に先進的に取り組む企業を目指しましょう。

地球温暖化の防止や循環型社会の構築など、環境問題への対応は、社会の中で活動する企業にとって避けて通ることのできない課題です。関西電力グループは、事業者として、事業活動に伴う環境負荷の低減で世界最高水準を目指すとともに、より良い環境の創造を目指した先進的な取り組みにより、持続可能な社会の構築に積極的に貢献していきます。

事業活動を遂行する際には、低炭素社会に向けた様々な取組みをはじめ、環境への十分な配慮を実践しましょう。

環境の保全に関する法令・条例やルールを守りましょう。

企業は、環境の保全に関する法令・条例や規制基準・環境保全協定等のルールを遵守しなければなりません。

例えば廃棄物処理法では、事業者に対し廃棄物の適正な処理を義務づけています。たとえ小さなものであっても、産業廃棄物を一般のごみとして捨てることは違法であり、社会からの信頼を失ってしまいます。

また、設備等の運用に当たっては、当該設備等に適用される環境関係のルールを十分に把握し、遵守する必要があります。設備の設置・変更時には、関係する法令等に基づいて届出や報告等をすべき事項がないか、十分に確認しましょう。

一人ひとりの着実な行動が環境保全に繋がります。

企業だけの取り組みでは、環境保全を十分に達成することはできません。生活者一人ひとりが、強い意識を持って持続的に保全活動に取り組むことが必要です。

日頃から、環境問題に関する情報に広く関心を持つとともに、買い物袋を持参する・ごみの分別を徹底する・過剰包装を断る等、身近な取組みを、率先して実施しましょう。



Q1 受託会社が不法投棄をしていたら？

Aさんは、付近にお住まいのお客さまから、「自宅裏の山林に関西電力が使用していると思われる電線屑が、大量に散乱している」と連絡を受けた。調査したところ、関西電力が産業廃棄物処理を委託した会社が不法投棄をしていた。

A1 処理を委託した産業廃棄物の処理状態を把握し、都道府県知事に報告しなければなりません。適切な措置を講じないときには、産業廃棄物の適正な処理に関し都道府県知事より勧告・命令を受ける可能性があります。

事業者は、事業活動によって生じた産業廃棄物の処理を委託する場合、都道府県知事の許可を受けた事業者を委託先に選定しなければなりません。同時に、産業廃棄物の種類・数量・処分受託者等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して、産業廃棄物が適切に処理されているかを管理しなければなりません。

産業廃棄物の排出事業者には、産業廃棄物の処理が完了した後に管理票の写しを委託先から入手し、定められた期間保管して都道府県知事に報告書を提出する義務があります。委託先からの管理票の写しの送付がなかった場合や虚偽の記載がなされた写しを送付された場合、排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物の処理状態を把握し、法令で定められた期間内に指定の様式にて、都道府県知事に報告しなければなりません。適切な措置を講じないときには、都道府県知事より、他の処理事業者に当該産業廃棄物の処分を委託するなど、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講じるよう勧告・命令を受ける可能性も生じます。

このように、処理を委託した後も、産業廃棄物の排出事業者には責任を持った対応が求められます。このため、法令等を遵守し適切に産業廃棄物の処理を行うことができる事業者を選定すること、事業者に処理を委託した後も、その処理が完了するまで、排出事業者として適切に廃棄物処理がなされるようしっかりと管理することが大切です。



Q2 分別しないでゴミ出ししたら？

Aさんは、業務多忙であったことや、面倒なことはやりたくないとの思いから、本来はゴミを分別したうえで収集に出すべきところ、未分別のまま、地元市町村のゴミ収集日にゴミを出した。

A2 面倒でもゴミはきちんと分別して出さなければなりません。自治体によっては、条例違反で過料が科されることもあります。

現在、わが国ではゴミの分別収集は自治体が進める重要な施策となっていますが、自治体によっては分別ルールが条例で定められ、違反した者が処罰されることもあります。

また、ゴミを適切に分別することなく処理してしまうと、本来リサイクルできるものがリサイクルできず、ゴミの量を減らせなければ環境に負荷を与えることにもなります。

地域社会の一員として、地域のルールを守ってきちんとゴミの分別を行い、ゴミの削減とリサイクルに積極的に取り組みましょう。

小さなことだと面倒がらず、ゴミはきちんと分別しよう。



3. 人権の尊重

○ 事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、職業、障がい等を理由にして、差別や嫌がらせなどは、行いません。

○ 一人ひとりのちがいを認め合い、多様な価値観や発想を尊重します。

差別的な言動や嫌がらせなどは、決して行ってはなりません。

日本国憲法では、基本的人権が侵すことのできない永久の権利であり、全国民が個人として尊重されることを明記しています。

日頃、仕事をする中で、お客さま、ビジネスパートナー、従業員、取引先等、多くの人々に関わります。相手の立場に立って、個人の尊厳を傷つけるような行動は決してとらず、一人ひとりの人権を尊重しましょう。

一人ひとりの多様性が活かされて、個人が成長し、組織の力になっている状態を目指しましょう。

一人ひとりの「ちがい」を尊重し、多様な価値観や発想を組織の力にすることで、新たな価値が創造される、競争力ある企業グループの実現を目指しましょう。

また、性別や年齢等の属性やライフイベントにかかわらず、誰もが能力を最大限発揮できる働き方の実現と職場風土の醸成を目指しましょう。

※ 関西電力グループでは、年齢・性別に限らず、人種・国籍・信条・社会的身分・障がいの有無・性的指向／性自認などの属性の違いだけでなく、個々人の考え方・価値観などの違いも一人ひとりの多様性と捉えています。



Q1 差別的な落書きを放置したら？

技術部門に所属するAさんは、定期巡視の最中、設備に差別を助長する落書きがされていることを発見したが、安全上問題になるわけでもなかったため、上司に報告することもなく、その落書きをそのまま放置した。

A1 差別的な落書きを発見した場合、上司に報告するなどし、落書きを放置せず、適切な措置をとらなければなりません。

差別的な落書きを放置することは、差別を助長することにつながりかねません。

トイレなど社内や自社が管理する屋外の設備や建物等に、差別的な落書きを見つけた場合、まず、上司に報告のうえ、会社として対応し、消去などの適切な措置をとりましょう。

また、上司に報告することなく、自らの判断で落書きを消してしまうと、差別的行為の隠れいと判断されることがありますので、注意しましょう。



自社が管理する設備や建物等で
差別的な落書きを発見したときは
(お客さまや協力会社などから連絡を受けた場合を含む)

- 現場記録の保存
 - ・落書きを人目につかないようにして現場保存、現場撮影(厚紙、テープ、カメラなどを使用)
- 速やかに上司や人権担当部署へ報告
(社外施設の場合は当該施設管理者へ報告)
 - ・被害届(器物破損等)提出の検討
 - ・トイレ内部のときなどは、扉を閉じ「使用禁止」の表示
- 行政、関係機関に通報
- 行政関係者等の現場確認が終了後、速やかに落書きを消去

Q2 「男なんだからもっとしっかりしろよ。」 と発言したら？

技術部門に所属し、送電設備の巡視・点検業務を担当しているAさんは、小さいころから高いところが苦手で、職場の先輩に、「高いところは苦手なんです。」と話したところ、先輩から「男なんだから、もっとしっかりしろよ。」と言われた。

A2 男性と女性は「こうあるべき」と社会通念的な意識にとらわれ たり、押し付けたりしないようにしましょう。

社会や時代が作り出した「男性だから、女性だから、こうあるべし」という性別に付随する固定的な意識は、気づかないうちに私たちの判断基準となっていることがあります。例えば業務を付与するときや配置や昇進を決めるとき、「男性だから」「女性だから」こういった仕事に向いている、こういう仕事は無理だろう、という意識が働き、それが職場における男女間の職務上の格差をもたらす原因の一つと考えられています。

また、身体上の特徴だけをもって「男性だから」「女性だから」と決めつけるのも良くありません。職場の同僚や友人の中には、あなたが気づいていないだけで、いわゆるLGBTといわれる性的マイノリティ（少数者）の人がいる可能性があります。

「LGBTって、うちの職場にはいないよ。」「あの人、オネエっぽいなね。」「俺にはそういう趣味はないから。」といった発言をすること自体が、LGBTの人々の人権を軽視することにつながります。

社会通念として存在する、性別に付随する固定的な意識にとらわれることなく、一人ひとりの「ちがひ」（多様性）として認め合い、一人ひとりが能力を最大限発揮できる職場づくりに努めましょう。



固定的な意識にとらわれず、「ちがひ」を尊重しなければいけません。



LGBTとは

LGBTとは、L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーを意味する。順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性を自認する人、のことをいう。

4. 適正な労働環境の確保

- 常に安全・健康に配慮し、誰もが安心して働ける職場を目指します。
- 快適に働ける職場づくりに努めます。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為は行いません。
- 常に心身ともに健全な状態で業務を遂行できるように心がけます。

お互いの安全や健康を気づかいあえる職場にしましょう。

会社は、従業員との雇用契約に伴って、その安全に配慮すべき義務を負っています。また、過剰な長時間労働やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等により従業員が心身の健康を損なうことがないように、従業員の健康状態に配慮する義務があります。

また、上司は、業務の効率化や平準化について、配慮し、部下が過剰な長時間労働にならないよう適切に労働時間を管理しなければなりません。

過度な残業や休日出勤による長時間労働は、心身の健康を損なうおそれがあります。関西電力グループは、グループを挙げて「働き方改革・健康経営の一体的推進」に取り組んでいます。オンとオフのメリハリをつけた効率的な「働き方」を心がけるとともに、運動を中心とした生活習慣改善や、職場内外におけるコミュニケーションの活性化により、「生産性の向上」と「仕事と生活の調和」を目指して、家族も含めて、従業員全員が常に心身ともに健康な状態で業務に従事できるように心がけましょう。



セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントは、厳禁です。いかなる理由でも暴力行為は絶対に禁止です。

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動をいいます。具体的には、身体への不必要な接触、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘いなどです。男性も女性も、加害者にも被害者にもなり得て、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。

パワー・ハラスメントとは、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・肉体的な苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為をいいます。指導の名を借りて、殴る、蹴る、小突く、押す、つねるなどの暴力行為を行った者は、懲戒処分だけでなく暴行罪などの刑事罰の対象になります。これら以外にも、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由とするハラスメントも、行ってはなりません。

自らの言動が相手にどのように受け止められるかを考え、決してハラスメントに当たる行為を行ってはなりません。また、自らが当事者でない場合であっても、第三者によるハラスメント行為を看過してはいけません。もし、自らがハラスメントを受けていると感じたとき、あるいは、第三者がハラスメントを受けているのを見聞きしたときは、まずは職場の上司・同僚に相談しましょう。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントによる精神的苦痛で精神疾患に至ったケースでは、会社が安全配慮義務違反を問われることがあり、また、ハラスメントを放置していた上司も、責任を問われることがあります。

【ハラスメント相談窓口】

- **本店（下記を除く）**
人財・安全推進室人事グループマネジャー
 - **お客さま本部、原子力事業本部、火力事業本部、電力流通事業本部**
人財・安全推進グループチーフマネジャー
 - **地域統括機関**
エリア営業部営業計画グループチーフマネジャー、エリア電力部統括グループチーフマネジャー（東海、北陸電力部については計画グループチーフマネジャー）、支社業務グループチーフマネジャー
 - **業務機関**
エリア営業部営業計画グループチーフマネジャー、エリア電力部統括グループチーフマネジャー（東海、北陸電力部については計画グループチーフマネジャー）、支社長代理、支社業務グループ労安所管役職者、総務グループ労安所管役職者、発電所所長室長または計画課長
 - **本店直轄業務機関**
人事所管課長
- ※ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについては、パンフレット「ストップ！セクシュアル・ハラスメント」「ストップ！パワー・ハラスメント！」もご参照ください。

従業員全員が、常に心身ともに健康な状態で業務に従事できるよう心がけましょう。

一定時間以上の時間外労働をした場合には、法令に基づき産業医の面接による保健指導等を受けなければなりません。定期健康診断の受診をはじめ、産業医による保健指導の受診など定められたルールは必ず守りましょう。

関西電力グループは、「働き方改革・健康経営の一体的推進」に取り組んでいるのですね。



Q1 派遣社員に契約外の業務を指示したら？

Aさんは、新サービスの宣伝イベントに派遣社員Bさんを同行させ、イベントに会場したお客さま対応業務を行ってもらった。Bさんは、お客さまデータ入力業務に従事するためにX社から派遣された派遣社員で、X社との契約には、お客さま対応業務は業務内容に含まれていなかった。

A1 労働者派遣契約に規定されていない業務に従事させることは、契約違反となるとともに、行政当局から立入検査や是正指導等を受けることもあります。

Bさんは、労働者派遣契約で業務内容をお客さまデータ入力と定めて派遣されているにもかかわらず、Aさんの会社はそれとまったく関係のないお客さま対応業務に従事させているので、契約違反となります。

また、労働者派遣法では、派遣元と派遣先が、労働者派遣契約において派遣労働者が従事する業務内容を定め、派遣先は、この派遣契約の定め反することがないように適切な措置を講じなければならないとされています。

Aさんの会社のように労働者派遣契約に規定されていない業務に従事させることは違法であり、行政当局から立入検査や是正指導等を受けるおそれがあります。

派遣労働者が従事する業務の内容を変更する場合には、派遣元と労働者派遣契約の内容を変更したうえで、その旨を派遣労働者に明示することが必要なので、注意してください。



Q2 皆の前で長時間にわたり、叱責をし続けたら？

日頃から、B課長のAさんに対する指導は、他の部下への指導に比べて厳しい。先日も、B課長は、Aさんが作成したお客さまへの提案書の内容に不備があったことから、その提案書をAさんに投げつけ、他の同僚がいる執務室で、「いつまでも新入社員のようなミスをするな。」などと長時間にわたり、大きな声で叱責した。

A2 たとえ業務上の指示や指導の延長の行為であっても「業務上適正な範囲」を超える行為は、パワー・ハラスメントにあたります。

Aさんに対して人前で強く叱責したり、書類を投げつけたりするB課長の行為は、不相当に厳しく、パワー・ハラスメントにあたる可能性があります。また、書類を投げつける行為は、刑法上の暴行罪にあたるおそれもあります。さらに、このような直接的な攻撃のみならず、隔離や仲間外しなど人間関係の切り離し、業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないことなども、パワー・ハラスメントにあたる可能性があります。なお、パワー・ハラスメントは、上司・部下の関係だけでなく、先輩・後輩間、同僚間の行為でも、あてはまります。

もっとも、部下や後輩に対し業務上必要な指導や注意は行わなければなりません。たとえ部下や後輩が不満に感じていたとしても、業務上適正な範囲でなされる指導・注意は、パワー・ハラスメントには、あたりません。

パワー・ハラスメントは、従業員に対して、多大な精神的苦痛を与え、場合によっては、精神疾患の発症などをもたらすこともあります。また、職場全体の雰囲気悪化や士気の低下も招きます。

互いの人権を尊重し、良好な職場環境を築くためにも、今一度、自分の言動を振り返りましょう。



Q3 妊娠をきっかけとしてもっぱら雑用しかさせなかったら？

契約社員のAさんは、上司のB係長に妊娠を報告し、育児休業の取得の予定について相談したところ、「忙しい部署なのに、職場の同僚に迷惑になるなあ。契約更新が難しくなるかもしれないね。」と言われた。その後、業務上の必要性がないのにこれまで担当していたデータ入力業務を取り上げられ、コピー取りや来客へのお茶出しなどの雑用しか与えられなくなった。

A3 妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇などの不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法違反です。

B係長は、Aさんに対し妊娠を理由とする不利益な取扱いを示唆していること、業務上の必要性がないのに業務分担の変更を行ったことが問題です。

男女雇用機会均等法および育児・介護休業法は、労働者の妊娠、産前・産後休業や育児休業、介護休業などの事由を理由とする、解雇、雇止め（雇用契約を更新しない）、減給、不利益な配置の変更などの不利益な取扱いを禁止しています。これらの法令は、会社に対し、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を講じることを義務づけています。

妊娠は、身体にも大きな影響を与えます。女性従業員の身体に負担を与えることのないよう配慮しつつ、十分に能力を発揮できるように、業務分担の変更など環境を整える必要があります。例えば、重量物を運搬しなければならぬ業務から事務作業へと業務変更したり、体調に応じて業務量を減らしたりするなど、客観的にみて、当該従業員の円滑な就業のために必要な措置については、ハラスメントには該当しません。

産前・産後休業・育児休業等の取得は、従業員に認められた権利です。これらを理由とする不利益な取扱いはしてはなりません。職場の全員で協力して、従業員が仕事と生活を両立できるような環境づくりに努めましょう。



Q4 終業後なら、セクハラではない？

女性従業員のAさんは、終業後に開催された職場の忘年会の席で、男性の先輩のBさんから、「君は、顔立ちも整っていて色気があるなあ。こういう子が職場に来るのを待っていたんだよ。」と言われた。困惑したAさんの前で、Bさんは、さらに「スタイルも抜群で、僕の好みのタイプだ、今度二人で飲みに行こう。」と続けた。上司のCさんは、隣でこのやり取りを聞いていた。

A4 仕事を離れた場で行われる言動も、職場におけるセクシュアル・ハラスメントと同視されることがあります。

相手の意思に反して性的な言動をとることは、セクシュアル・ハラスメントであり、終業後の懇親会等における言動にもあてはまります。本事例のBさんのような言動は、厳に慎むべきです。

なお、e-メールやSNSを利用したメッセージであっても、内容によっては、セクシュアル・ハラスメントにあたります。

また、男女雇用機会均等法では、セクシュアル・ハラスメントに対して雇用管理上必要な配慮・措置を行うことが事業主（会社）に義務づけられています。本事例の場合、上司のCさんは、職場の管理者として、セクシュアル・ハラスメントと受け取られる可能性のある言動をしないように日常の職場ミーティングなどの場で周知するとともに、Bさんの言動を目撃した時点で即座に注意するなど、適切に対応する義務があります。

セクシュアル・ハラスメントは男女間の個人的な問題ではなく、会社としてその責任が問われる職場の問題であるということを、十分に認識してください。酔っていたからついつい…という言い訳は通用しません。楽しいお酒の席でも、お互いへの気づかいを忘れないようにしましょう。



Q5 連日残業に追われる状況を放置してもいい？

A課長の下には、担当のBさん以下、数名の担当者がある。Bさんは、連日深夜まで残業し、休日も週に1度は会社で仕事をしている。上司のA課長にも、Bさんは過労気味に見えたが、忙しい時期で人手が足りないため、そのままにしておいた。また、Bさんは、会社と労働組合が36協定で合意した時間外労働時間の上限を気にして、時間外労働時間を適少に申請していた。

A5 上司には、部下の労働時間を適切に管理し、健康状態に配慮する管理責任があります。また、サービス残業は発生させてはいけませんし、部下も、適正に労働時間を申告しなければなりません。

A課長は、部下のBさんの健康状態が良くないことに気が付いているにもかかわらず、長時間労働の指示を行っている点で問題があります。また、Bさんは、労働時間数を適切に申請しておらず、これを見逃すことで、サービス残業を発生させていることも問題です。

会社は、従業員との雇用契約に伴って過剰な長時間労働により従業員が心身の健康を損なうことがないように、労働時間を適切に管理し、従業員の健康状態に配慮する義務を負っており、労働契約法第5条にもその趣旨が明文化されています。また、労働安全衛生法においても、労働者の健康の保持増進についての具体的な措置が定められています。

さらに、会社は、労働基準法上、労働者の過半数で組織する労働組合等との協定（いわゆる「36協定」）を締結すれば、労働者に一定の労働時間数を超えて時間外労働を行わせることができますが、この手続きさえ行っていれば、際限なく時間外労働を指示できるというわけではありません。職場の管理者は、従業員の時間外・休日労働の必要性をきちんと判断し、適切な職場管理を行うようにしなければなりません。

なお、始業時間前などに開かれる「自主勉強会」と称した勉強会であっても、勉強会の場で業務に関連する事項について、必要な周知連絡がなされているなど、意向は自由参加の形式をとっていても、参加しないことによって何らかの不利益がある場合には、実質的に参加を強制されていることになり、労働時間にあたりますので、注意が必要です。



5. 業務に関連する法令等の遵守

- 業務に関連する法令等を理解・遵守し、適正に業務処理を行います。
- 電気事業法を遵守します。行為規制を遵守し、託送業務で知り得た情報は適正に利用し、特定の発電・小売電気事業者に対して不当な差別的取扱いをしません。
- ガス事業法、電気通信事業法、宅地建物取引業法をはじめ、各事業に関連する法令等を遵守します。
- 法令等の改正にも確実に対応します。
- 契約の相手方との約束ことは守り、誠実に義務を履行するとともに、適切に権利を行使します。

一人ひとりが「法令を遵守する」という高い意識を持ちましょう。

法令を遵守しなかったことによる、会社の事業遂行への影響は、はかりしれないものがあります。「法令の数が多くて、ついついうっかり対応が漏れていた」などという事態を招いては、せっかく培った関西電力グループに対する社会からの信頼を失ってしまいます。自らの業務に関連する法令等については、十分に理解しましょう。



電気事業法を遵守しましょう。 とりわけ、託送供給業務に従事する場合は、 行為規制を常に意識しましょう。

電気事業法は、電気事業の根幹をなす規制で、この法律の遵守なくして関西電力の事業を営むことはできません。

2016年に改正された電気事業法では、①託送供給および発電量調整供給業務において知り得た情報の目的外利用、②託送供給および発電量調整供給業務その他の変電、送電および配電にかかる業務（いわゆる託送業務）における差別的取扱いが禁止されています。これらは行為規制と言われるものです。

行為規制に反する行為を行った場合、電気事業法違反に問われるのみならず、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難にさせる等公正な競争を阻害する場合には、独占禁止法違反に問われるおそれもあります（「適正な電力取引についての指針」公正取引委員会・経済産業省）。送配電業務に従事している従業員はとりわけ行為規制を遵守することを常に意識し、業務を遂行しなければなりません。

関西電力グループが社会からの信頼を得て発展していくため、 関西電力グループのすべての事業領域において、 関連する法令等を遵守しましょう。

電気事業の他にも、ガス事業、電気通信事業、不動産事業等、関西電力グループの事業領域は多岐にわたります。今後、関西電力グループが発展していくためには、社会から信頼される企業グループであり続ける必要があります。そのためには、関西電力グループが事業展開する全ての領域において、定められたルールに則って、業務を遂行しなければなりません。各事業に関連する法令等の内容を十分に理解し、その遵守に努めましょう。



業務に関連する法令等の改正状況を把握し、法令等が改正された場合は関連する社内ルールに反映させ、改正内容に対応できるようにしましょう。

関西電力グループの事業に関連する法令等は、通達や条例、ガイドライン等まで含めると相当な数にのぼり、またその時々々の社会情勢等に応じて、新しく制定されたり、改正されたりします。自らの業務に関連する法令等については、十分理解し（適宜、社内マニュアルや「法令手続チェックリスト」等を活用しましょう）、その改廃の動きを把握して、判定や改正があった場合は、当該法令等に関連する社内ルール・マニュアル類が改正等を踏まえた内容になっているかどうかを確認し、必要に応じて見直すようにしましょう。

契約の内容を把握し、きちんと管理を行いましょう。

契約を締結していても、契約内容を把握していなければ意味がありません。契約上、会社が有する権利や負担する義務が何なのか、正確に把握し、きちんと管理しておくようにしましょう。

契約の相手方との約束を守らなければなりません。

関西電力グループは、お客さま、取引先企業や地方自治体等と様々な契約を結んでいます。これらの契約に定められた義務を誠実に履行し、契約を遵守することは企業として当然のことです。

なお、立場の強さを背景として、契約で定められていない条件を契約の相手方に押し付けたり、契約内容を会社に有利な内容に一方的に変更したりしてはいけません。「優越的地位の濫用」として、独占禁止法上問題になる場合があります。

会社が保有する権利は確実に行使し、合理的な理由なく放棄してはなりません。

売買契約における代金の請求など、契約に基づいて有している権利は、適切な時期に確実に行使する必要があります。また、契約に定めがなくても、法律上、会社が有する権利については、状況に応じた確に行使しましょう。例えば、契約において解除に関する定めがなくても、相手方が債務不履行に陥った場合、会社は、法律に基づく契約解除も選択肢の一つとして検討することができます。

なお、権利が行使できるにもかかわらず、合理的な理由なく一定期間権利を行使しないままにしておくことは、会社に損害を与えることにつながります。また、時効により権利が消滅してしまう可能性があるため、注意してください。



Q1 法令で定められた行政への報告を忘れたら？

Aさんは、法改正に伴うマニュアルの見直しが行われていなかったために、電気事業法により国への報告が義務づけられた事項について、国への報告を忘れてしまった。

A1 電気事業法違反を問われ、業務改善命令や、場合によっては刑事罰を受ける可能性があります。

関西電力グループの事業範囲は大変広範で、遵守しなければならない法令等は、通達類や条例等も含めると相当な数に及びます。各所で整備しているマニュアルや法令手続チェックリスト等を活用し、違反が生じないように努めてください。

法令による規制は、安全の確保や環境の保全など、全て何らかの必要性があって定められています。規制の趣旨・背景を把握しておくことで、規制内容そのものも、理解しやすくなるはずです。

また、マニュアル類を作成していても、その内容が不完全であれば、支障をきたします。自らの業務に関連する法令等については、改正が行われていないかなど、常に最新の情報を把握するように努めるとともに、必要に応じてマニュアルや法令手続チェックリスト等の内容を見直す等、適切に管理するようにしてください。

電気事業法をはじめとする法令に定められた手続を怠った場合には、罰則が適用されることもありますので、注意が必要です。



関西電力グループで実際に発生した事例

火力発電所において、ある排水処理装置の撤去工事を実施した。当該設備の撤去には、経済産業省令および条例に基づく届出が必要であったが、これらの届出が漏れていた。

法令手続チェックリスト（届出申請チェックリスト）には、汚水等の処理方法の変更や特定工場の変更に伴い届出が必要であることが記載されていたが、排水処理装置撤去がこれに該当するという知識がなかったため、届出漏れが発生してしまった。

Q2 補助金申請にあたって適切な申請をしなかったら？

X社は、補助金の交付対象事業を行うことを計画している。Aさんは、補助金の申請に際して、本来実費に基づいて申請すべきであるところ、実費確定までに時間がかかり、申請期限までに間に合わないと考えて、実費よりも高額の見積もりに基づいて申請してしまった。

A2 補助金の返還を求められる可能性が生じます。場合によっては、刑事罰を受けたり、将来の補助金受給資格が停止される可能性も生じます。

定められたルールに従わずに補助金の交付を受けた場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（補助金適正化法）その他の法令等の定めに基づき、交付された補助金の返還を求められ、見積額と実費の差額にとどまらず、交付された補助金全額の返還を求められる可能性があります。また、場合によっては、刑事罰を受けたり、将来の補助金受給資格が停止されたりするという制裁もあり得ます。

本事例では、申請期限までに実費確定が間に合わないと考えて、見積りの金額に基づき補助金の交付を申請していますが、実費に基づいて補助金の交付を申請しなければならないとのルールが定められている以上、当該ルールに従う必要があります。申請期限までに実費確定が間に合わない場合には、所管官庁に相談のうえ対応を検討するなど、定められたルールに違反することなく適切な措置を講じなければなりません。

補助金を申請するにあたっては、法令等により定められたルールについてきちんと確認したうえで、これに則って適切に申請するよう十分留意してください。



Q3 電気料金の立替をしたら？

あるお客さまと隣家のお客さまの電気料金を互い違いに請求してしまっていたことが判明した。関西電力の電気料金の集金係に所属するAさんは、追加請求の必要なお客さま宅を何度も訪問して支払い交渉を行ったが、全く聞き入れてもらえない。困り果てたAさんは、追加請求分を立替えて支払った。

A3 電気料金を支払っていただけないからといって、従業員個人が立替えて支払うことは、不適切な業務処理となります。

お客さまと会社との関係は、お客さまにサービスをご利用いただいて、その対価をお支払いいただく、という関係であることを忘れてはいけません。

本事例の場合、関西電力に料金請求をめぐる業務処理のミスがあったとはいえ、お客さまは、ご使用された電気料金の支払義務を免れる訳ではありません。交渉が非常に難航したからといって、お客さまに支払っていただくべき電気料金を立替えて支払う行為は、社内ルールに違反する不適切な業務処理です。お客さま対応において悩みが生じた場合には、一人で抱え込まずに、上司とも相談し、組織として毅然とした態度で対応していく必要があります。

なお、一度立替払いをしてしまった電気料金をお客さまから回収することは、容易ではありません。お客さまによっては、電気料金を支払わなくても大丈夫と思い、その後も同様の立替払いを強要してくることも考えられます。この点からも、立替払いは厳に慎まなければなりません。

悩んだら、抱え込まずに
すぐに上司に相談し、
会社として対応しよう！



Q4 電力の託送供給業務で知りえた情報を目的外で利用したら？

関西電力の託送供給業務に従事しているAさんは、新電力からの託送供給（接続供給）の申込みを通じて、X社が新たに工場を設置し、新電力と電気需給契約を締結することを知り、営業部門の担当者Bさんに当該情報を伝えた。Bさんは当該情報をもとに、X社に対して関西電力に供給者を乗り換えるよう積極的に営業活動を行ったが、結局X社は新電力と契約を行った。Aさんは、新電力と契約を行ったX社に対し、関西電力が電力供給をする場合に比べて、供給開始日を理由なく遅らせた。

A4 託送供給の業務に関して知りえた情報を、当該業務以外の目的のために利用または提供することは、電気事業法に違反します。また、関西電力が電力供給する場合に比べて、新電力が電力供給する場合に差別的に扱うことも、電気事業法違反となります。

電気事業法は、電力会社が託送供給（接続供給）の業務に関して知った、他の電気供給事業者や電気使用者に関する情報を、当該業務以外の目的のために利用したり提供したりすることを禁止しているほか、新電力が供給する場合であることを理由に、不当に不利に取扱うことも禁止しています。

本事例では、託送供給業務に従事しているAさんが、営業部門のBさんに託送供給業務で知りえた情報を伝えているほか、Aさんは、X社に対し、電力供給日を理由なく遅らせており、新電力から電気の供給を受ける者に対し、不当に不利に取扱っているといえます。

したがって、Aさんの当該行為は、託送供給業務で知りえた情報の目的外利用であり、また託送供給業務における差別的取扱いに該当し、電気事業法に違反する行為といえます。

なお、託送供給業務で知りえた情報は、日常の何気ない会話から関係者以外の人に漏れることもありますので、情報の取扱いには十分留意してください。



Q5 宅地建物取引士以外の者が重要事項説明をしたら？

不動産関連事業を展開するグループ会社X社は、従業員であるAさんを宅地建物取引士として、不動産の売買および賃貸業務を行っていた。通常、Aさんが宅地建物取引士として、お客さまに対し重要事項の説明を行っているが、Aさんが休みであったり、手が空いていないときには、宅地建物取引士の資格を持っていない従業員Bさんが重要事項の説明を行っていた。

A5 宅地建物取引業法に基づき、業務停止命令や、免許の取消処分を受ける可能性があります。

宅地建物取引業法では、宅建業者が宅地建物の取引を行う場合、宅地建物取引士に取引士証を提示させたくうえで重要事項説明書を交付し、取引の相手方に説明しなければならない旨規定されています。

本事例では、宅地建物取引士の資格を持たないBさんが、お客さまに対して重要事項説明書を交付し、さらにその説明を行っているため、宅地建物取引業法違反となります。

この場合、国土交通大臣または都道府県知事は、宅建業者に対して法令違反や不適正な業務運営を是正するために必要な指示（指示処分）をすることがあります。また、指示処分を下された宅建業者が指示の内容に従わなかった場合には、定められた期間中、宅建業に関する行為を禁じる業務停止処分を命じられることもあります。そして、さらに情状が特に重いときは、宅建業免許の取消処分を受けることもあります。

各事業に関連する法令等については、しっかりと認識・理解し、法令等を遵守して業務遂行しましょう。



Q6 再委託禁止条項に違反したら？

X社はY社との間で、設計プログラム作成について業務委託契約を結び、当該業務を受託した。この契約では、X社が第三者に設計プログラム作成業務を再委託する場合、Y社の書面による事前の承諾が必要であると定められていた。しかし、X社の担当者は委託契約書の内容をよく理解しないまま、Z社に業務を再委託してしまい、Z社への再委託契約締結後、Y社の担当者に電話でZ社に再委託した旨を報告しただけだった。

A6 X社の再委託は契約違反となって、違約金を請求されたり、契約解除されたりするおそれがあります。

委託契約において受託した業務について、第三者の持つ技量やノウハウに応じてその一部を当該第三者に委託することは多くあります。しかし、委託先から第三者に対し、委託者の事前の承諾なく業務の一部を再委託されてしまうと、委託者が要求していた水準どおりに仕事が行われなくなるおそれがあります。したがって、委託者の意に反して再委託が行われないう、契約書に委託者の事前の承諾を必要とする条項が盛り込まれる場合があります。さらに、口頭で承諾した場合、承諾の内容が曖昧になること、証拠が残らないこと等の理由から、後の争いを防ぐために契約上、書面による承諾を求めることにしている場合があります。

本事例では、X社は、Y社からの委託業務をZ社に再委託するにあたり、Y社に対し、「口頭での事後報告」しかしておらず、「書面による事前の承諾」を得ていません。したがって、X社のZ社に対する再委託は契約違反にあたります。

契約違反にあたる場合、契約内容によっては、Y社に実際の損害が発生したか否かにかかわらず、契約に違反したことをもって、X社はY社から多額の違約金を請求されたり、契約解除されたりする可能性も考えられます。

契約内容を十分に理解・確認したうえで、契約内容を遵守し、契約違反にならないよう注意しましょう。



Q7 検取手続きを怠ったら？

Aさんは、度々遠方への出張が入るなど、毎日忙しくなり、納品済みの契約の検取手続きを失念してしまいました。その結果、支払いが大幅に遅延してしまいました。

A7 支払いの遅延に伴う損害賠償義務の発生により、会社が損害を被るとともに、契約を守らない会社であるとして信頼を失います。

検取担当者には、契約に基づき、仕様書・図面等により納品書または出荷案内書と現品を照合して、厳正かつ迅速に検取手続を実施する責務があります。万一、検取手続を失念してしまった結果、支払い遅延となる場合は、契約箇所に相談のうえ、直ちに必要な措置を講じなければなりません。

受注者からの納入物や成果物が当初の発注内容と相違があるにもかかわらず、納品されたとして検取手続をした場合、実際に納入されていない分まで支払い義務が発生することから、不必要に会社の資産を流出させることにもなり、税務・会計面でも不適切な業務処理になります。また、物品購入契約では、検取を保証期間の起算点とすることが多く、適切に検取手続が実施されないことで、保証期間の起算点が不明確となり、保証期間内かどうかでトラブルに発展する可能性があります。さらに、残りの納入物や成果物が未納のまま、受注者が倒産し、支払い済みの代金が回収できずに損失が発生する可能性もあるのです。

納品数や納期等の変更が生じた場合は、関係箇所に相談し、適切に変更手続をするとともに、納品後は速やかな事務処理を心がけるなどして、契約の適正な管理に努めましょう。



6. 会社の定める諸ルールの遵守

- 会社が定める諸ルールを理解・遵守し、適正な業務処理を行います。
- 業務遂行に当たっての意思決定は、社内ルールに定める手続きや権限に従って適正に行います。
- ルール自体に問題がないかという意識でもチェックを行い、必要に応じて見直しを検討します。

会社が定めたルールは遵守しなければなりません。

社内ルールは、適正・安全・効率的な業務処理を行うために、定められたものです。社内ルールの中には、過去のトラブルや事故等を二度と起こさないようにと考え出されたものもあり、ルールを遵守することで、多くの類似のトラブルや事故を回避することができます。なぜこのルールが存在しているのかも含めて内容を十分に理解し、遵守するようにしましょう。

意思決定は適正な手続きに沿って行いましょう。

意思決定は、社内ルールに則って適正に行わなければなりません。社内ルールに沿った手続きを経ずに物事を進めると、会社に損害を生じさせることがあります。例えば、適正な社内手続きを経ないで契約を締結し、事後的に社内決裁を得られず、当該契約を解除しなければならなくなった場合、相手方から違約金を請求されることになるかもしれません。また、相手方が解除に応じてくれない可能性も十分に考えられます。

後のトラブルを未然に防ぐためにも、社内ルールに則った意思決定手続きを経ることが重要です。

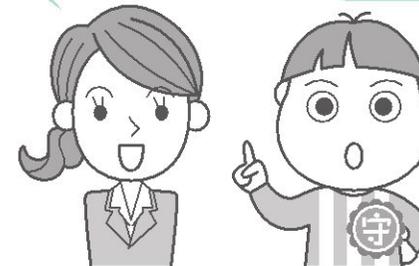


既存の社内ルール自体に問題がないか、常にチェックする意識を持ちましょう。

法令等が制定・改正された場合には、社内ルールを適宜見直してください。そのためには、従業員一人ひとりが、自らの業務に関連する法令等について十分に理解するように努めましょう。また、社内ルールについては、常によりよいものへと変えていく必要があります。ルールそのものに問題を感じた場合には、ルールを見直すことも必要です。

社内ルールには、過去の事故やトラブルを教訓にして定められているものがあるのですね。

ルールそのものに問題があるときには、ルールの見直しも必要だね。



Q1 社内決裁よりスケジュールを優先したら？

Aさんは、イベント企画に関する請負の発注先である協力会社から「設営機材の発注準備にかかってよいのか返事がない。今日中に返事をもらわないと当日に間に合わない。」と言われた。Aさんは上司の決裁を得るのを忘れていたことに気づいたが、あいにく上司が出張中で確認をとることができなかった。Aさんは、社内ルールに基づく上司の決裁を得ることなく「準備にかかってほしい。」と返事をした。

A1 決裁権限者の承認を得ないで社外に仕事を発注することは、社内ルール違反となり、様々な問題を引き起こす原因となります。

本事例のように、決裁権限者の承認を得ずに社外に仕事を発注することは、権限を逸脱した行為であり、社内ルールに照らして問題があります。

仮に、勝手に発注してしまった場合、Aさんの上司が翌日、当該機材は必要ないと判断したときでも、会社は、一方的に機材の発注をなかったことにすることはできません。それぞれの業務について、誰が意思決定の権限を有しているのか、なぜそのように定められているのかを理解し、社内ルールに従い適切に行動しましょう。そして、本事例のAさんのような事態に陥った場合には、決裁権限者の不在代理者または上位の役職者に相談し、判断を仰ぐなどしてください。

また、当たり前のことですが、このようなことが起こらないように、日頃から時間には余裕をもって計画的に業務にあたるようにしましょう。



Q2 法令や業務実態に即していない社内ルールを放置したら？

Aさんは、ある電力設備新設のための設計業務を担当している。ある日、普段携わることのない設備の設計を任されたAさんは、当該設備について関連する社内ルールの調査を行い、その結果、約10年前に制定されたマニュアルを発見したため、当該マニュアルに基づき設計に着手した。しかし、設備の竣工後の定期検査において、当該マニュアルには至近に改正された「電気設備の技術基準」の改正内容が反映されておらず、結果として、当該設備は技術基準違反の状態となっていることが判明した。

A2 電気事業法に基づき、技術基準適合命令を下される可能性があります。また、当該技術基準違反を放置して事故が発生した場合、会社に損害賠償義務が発生したり、関与した人物が刑事責任を問われたりする可能性が生じます。

法令や業務実態を適切に反映しない社内ルールを放置した場合、法令違反による行政処分、損害賠償責任、刑事責任など、大きなリスクを抱え込むことになります。

本事例では、約10年前に制定されたマニュアルの内容が現在の法令や業務実態に即しているかどうかの検証を行わず、安易にその内容を信じたことが問題です。

具体的な手順を定めた社内ルールに沿って業務を進める際は、その社内ルールの内容が現在でも法令・業務実態の両面に照らして適切なものか検証しておく必要があります。社内ルールに過不足があると感じた場合は、その都度上司や上位機関と対応を協議のうえその内容を改訂するなど、適切に業務遂行が行えるよう、常に留意しておかなければなりません。

一度社内ルールが制定されたからといって、いつまでも適切な内容であるとは限りません。社内ルールどおりに処理していればよいと考えるのではなく、社内ルールの内容が適切なのか検証する視点を常に持つことを心がけ、少しでも疑問を感じたら上司や上位機関と相談しましょう。こうした社内ルール自体の検証を怠れば、会社全体にわたる大きな影響が出るおそれもあることに留意して、常に事業を取り巻く環境の変化に対応しましょう。



7. 適正な経理処理と納税

○ 法令や社内ルール等を遵守して、業務実態を反映した正しい経理処理を行い、適正に税金を納めます。

○ 経理処理上の疑問が生じた場合は、経理部門や専門家に相談して、適正に対処します。

正しく経理処理を行い、適正に納税しましょう。

適正な納税を行うことは、企業として当然の義務です。

意図的か否かに関わらず、所得等を過少申告した場合は、本来支払うべき税額に加算税を加えて追徴され、それが仮装・隠ぺいによるときは、重加算税という重いペナルティが課されることもあります。

また、会社の財務状況を良くみせるために、売上げを水増ししたり、費用を圧縮したりして不正な経理処理を行った場合、金融商品取引法に基づき課徴金の納付命令が出されたり、刑事罰が科されることもあります。

これらの事象が報道されれば、お客さまをはじめ社会からの信頼を失ってしまいます。不正な経理処理を行ってはならないのは当然のこと、たとえ直接納税にかかる業務に携わっていなくても、適切に経理処理を行わなければ適正な納税ができないことを十分理解し、業務実態を反映した正しい経理処理に努めましょう。

経理処理に迷った場合には、経理部門や専門家に相談します。

経理処理に疑問が生じた場合には、安易に判断せず経理部門へ確認する、もしくは会計・税務の専門家に意見照会しましょう。

不正な処理によって納税を免れる「脱税」を「節税」と混同してはいけません。法令に定められた特例措置等を適用し「節税」に努めることは大切ですが、そのような場合にも積極的に専門家の意見を聴きましょう。



Q1 交際費を雑費で処理したら？

営業部門に配属されたAさんは、上司の指示で取引先の責任者を接待する場を設けた。接待終了後、Aさんは「支払いさえしていれば、どんな経理処理をしても問題ないだろう。」と考え、交際費ではなく、雑費の支出であるように書類を装って支払手続を行った。

A1 仮装・隠ぺいによる脱税として重加算税が課されるとともに、刑事罰の対象となることがあります。

経理処理は、法令や社内ルールを遵守して適正に行わなければなりません。経理処理に関する社内ルールでは、会社が適正に納税を行うために必要な事項が定められており、安易にこの社内ルールを逸脱すると、適正な納税ができないおそれがあります。

特に、接待費に代表される交際費は、その性質を踏まえ、法人税法上、費用として認められる範囲に制限があります。交際費の支出が雑費として計上されると、本来支払うべき税金が少なく計算され、いわゆる脱税をしたこととなります。このような過少申告が発見された場合、会社は、本来支払うべき税額に加算税を加えて追徴されます。

本事例のように事実を仮装・隠ぺいした場合には、重加算税という非常に重いペナルティが課されますし、刑事罰の対象となることもあります。また、マスコミから「脱税」や「所得隠し」などと報道されるおそれがあります。一つの不適切な経理処理が会社あるいは個人に大きな不利益を生じさせる可能性があることを認識しましょう。

法人税の計算の基礎である会社の財務諸表の適正性は、個々の取引の正しい経理処理に委ねられており、これがなされてはじめて社会の一員たる企業として適正に納税義務を果たせます。経理処理に疑問が生じた場合は、迷わず経理部門へ確認する、もしくは会計・税務の専門家へ意見照会するようにしましょう。



Q2 目先の利益のために不正な会計処理をしたら？

X社では、経営陣が事業部門に対し達成が困難な利益目標を課した結果、現場では利益の水増しや当期に計上すべき費用の先送りなどの不正な数字の操作が日常的に行われた。その結果、実態を正しく反映しない財務情報を発表し続けることとなった。

A2 会社法・金融商品取引法等の各法令に基づき、損害賠償や課徴金納付を命じられる可能性があり、場合によっては刑事罰の対象となるおそれがあります。さらに、お客さまや社会からの信頼を大きく失うことになります。

銀行や投資家は、会社が公表する財務情報を信頼して融資の可否や株式の売買を判断するため、会社は適切な経理処理に基づき正しい情報を開示しなければなりません。

本事例のように、会社の財務状況を実際よりも良くみせるために、本来あるべき姿を隠し、虚偽の情報開示を行った場合、銀行や投資家は、このように粉飾・隠ぺいされた財務情報を信頼して誤った判断をすることになるかもしれません。このような場合、会社法・金融商品取引法等の各法令に基づき、損害賠償や課徴金の納付を行わなければならない可能性があり、また、場合によっては刑事罰の対象となることもあります。株式を上場していないグループ会社であっても、取締役が損害賠償責任を負うことがあります。

「会社の信用や利益を守るためにやむを得ず行った」といった言い訳は、お客さまや社会には全く通用しません。適正な経理処理に基づき正しく会社の財務情報を開示することこそ、お客さまや社会から信頼を勝ち得るための礎となります。

経理処理に疑問が生じた場合は、送わず経理部門へ確認する、もしくは会計・税務の専門家へ意見照会するようにしましょう。



一つの不適切な経理処理が、会社や個人に大きな不利益を生じさせてしまうよ。



経理処理に疑問が生じたら、必ず経理部門や専門家へ確認・意見照会しましょう。



8. 国際ルールや相手国の法令等の遵守

- 国際ルールや取引相手国の法令等を把握し、確実に遵守します。
- 国際事業案件への参画・実施に当たっては、関係各国の法令等を遵守するとともに、文化や慣習の違いにも配慮します。また、外国公務員等に対する不正な利益の供与等は、絶対に行いません。

国際事業・海外取引の関係各国の法令の遵守や文化・慣習の違いに配慮しなければなりません。

国際事業・海外取引を実施する場合には、日本法のほか、国際ルールや関係各国の法令を遵守しなければなりません。そのためには、関係する外国法令を把握し、判断に迷う場合には、それぞれの所管行政機関等へ問い合わせる、法務部門へ相談するなどして、トラブルを未然に防がなければなりません。

また、関係各国の文化・慣習について理解したうえで対応しないと、思わぬトラブルを招くおそれがあります。



外国公務員等に対し、賄賂など不正な利益を供与してはいけません。その約束・申し出をすることも許されません。

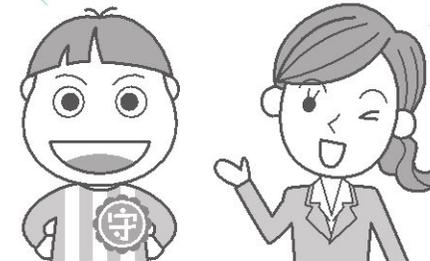
特に米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）は、賄賂罪が成立するための行為の主体が極めて広く（例えば、米国ではない第三国で行われた賄賂の場合でも、支払い通貨が米ドルで行われた場合などにも罰則の適用を受けるおそれがあります。）、また、違反時の処罰が厳しく、日本企業が数百億円の罰金を支払った事例もあります。

賄賂規制の強化は世界的な潮流であり、（違反時の）罰金が非常に大きいだけでなく、社会から強い非難を浴び、社会からの信用も一瞬にして失いかねません。国際事業・海外取引を進めていくにあたっては、賄賂に伴うリスクを理解し、十分注意していかなくてはなりません。



賄賂規制は世界的に強化されているよ。

関係各国の法令を遵守するだけでなく、文化・慣習への配慮も重要ですね。



Q1 外国の環境に関する法規制に違反したら？

ある海外プロジェクトを担当しているAさんは、現地の建設業者を使って海外に発電所を建設することになった。建設は順調に進んでいたが、あるとき、発電所の建設に関して、当該国の環境法規制で禁止されている物質を含んだ建設資材が使用されていることが、明らかになった。

A1 現地の環境法令違反による建設工事中断等、プロジェクト運営に大きな影響を与える可能性があります。

地球環境の保護と同時に、自然や健康に影響を及ぼす化学物質の抑制や禁止は年々加速しており、今後より一層、厳格な規制が敷かれていく方向にあります。海外においても、そうした化学物質の抑制や禁止に関する様々な法律が施行されており、その内容は頻繁に改正されています。また、言語や文化、行政の仕組み、法体系の違いが環境法規制に関する情報を得るのに壁となることもあります。しかし、こうしたなかでも、国際事業・海外取引を進める際には、現地の環境法規制を適切かつ積極的に把握しなければなりません。

環境法規制に違反すると、行政処分や刑事罰だけでなく、風評被害などを理由とする損害賠償請求や建設工事の中断・差止めを招きかねず、プロジェクトの成否に与える影響は非常に大きいといえます。現地企業任せではなく、運営会社自身も直接プロジェクトの事業運営を監督するとともに、環境法規制については専門家に調査を委託するなど、適切に情報収集を行い、能動的にリスク把握・対応を行うことが重要です。



Q2 礼拝の時間を認めなかったら？

Aさんは、ある新興国のプロジェクトを担当しており、新たに立ち上げた現地事務所に管理職として勤務することとなった。現地事務所には、現地従業員が、Aさんの部下として雇用されることとなった。着任時、Aさんは、現地従業員から、就業時間中に、礼拝の時間を設けて欲しいと依頼されたが、就業時間中の礼拝を許可することはできないと伝えた。

A2 関係国の文化や慣習を考慮しない対応は、現地従業員の基本的な人権を無視したものと捉えられかねず、会社の信頼の喪失につながります。

関係国の文化や慣習の違いを考慮しない画一的な対応は、スムーズな事業運営に支障をきたすばかりか、コンプライアンス上の問題になる可能性があります。

礼拝のような文化・慣習は、関係国の国民にとって生活の一部であり、これらを考慮しない対応は、現地の関係者との信頼関係の構築を困難にするばかりか、個人の尊厳を傷つけ、ひいては基本的な人権を無視した振る舞いとして非難されるおそれがあります。また、このような振る舞いは関係国における会社に対する信頼を損ないかねません。

プロジェクト関係国において現地の文化・慣習に起因する問題に直面したときは、関係国の文化・慣習をよく調べ、最大限尊重した対応をとるよう心がけましょう。



Q3 外国公務員に対して不正な贈答を行ったら？

Aさんは、ある発展途上国の新規プロジェクトを担当し、相手国政府と開発権の取得に向けて交渉をしているが、交渉の最中に担当当局の役職者から露骨に多額の贈答品の要求があった。関係者によると、同国内の他のプロジェクトでは既にそのような贈答が行われており、要求に応じなければ権益獲得は困難になるらしい。

A3 外国公務員等に対し、ビジネスの獲得等を目的として金銭等の利益を供与することは、当該国の法令に違反する可能性が高いほか、日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法 (FCPA) 等に違反し、処罰される可能性があります。

外国公務員等に対して、営業上の不正の利益を得ることや、その職務に関する行為を行わせることまたは行わせないことを目的として、金銭やその他の利益を供与をすること、その供与の自認みや約束をすることは、当該国の法令に違反する可能性の高い行為です。加えて、日本の不正競争防止法で禁止されている行為にもあたり、違反者に刑事罰が科されることもあります。

また、特に注意を要するのは、外国公務員等に対する贈賄は、当該国や日本の法令だけでなく、米国の海外腐敗行為防止法 (FCPA) によって処罰されるおそれがあるということです。FCPAは適用範囲が非常に広く、米国外で行われた贈賄の場合であっても、米ドルが支払われたり、Eメールが米国で受信されたりするだけで適用される可能性があります。また、日本企業が直接贈賄行為を行ってなくても、起用したエージェントやコンサルタントが贈賄行為を行った場合、当該日本企業が司法の違反に問われることもあります。実際に、米国司法省が、FCPAに違反した日本企業や従業員に対し、罰金・禁固刑等の厳しい制裁を課した事例があります。

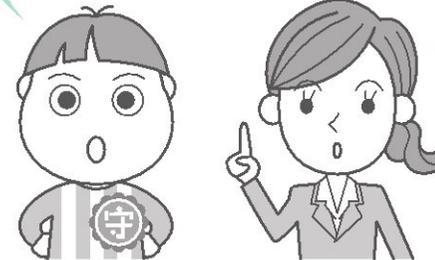
通常の社会的儀礼の範囲内での少額の贈答などは処罰の対象にはならない、と安易に考えることも危険です。贈答や接待、あるいは政治献金などが合法的な範囲に該当するか否かは、趣旨・金額・経緯などの具体的な事情により変わり、当該相手国の制度や、上記の日本・米国等の法令によっても異なりますので、勝手な思い込みは禁物です。

贈賄を行えば、多額の罰金を支払わなければならない可能性が生じるだけでなく、会社の信頼を一瞬にして失墜させてしまうことにもつながります。少しでも判断に迷うことがあれば、速やかに上司や上位機関に報告、相談してください。



外国公務員への贈賄は、当該国や日本の法令だけでなく、米国の法令によって処罰されることもあるんだ。

少しでも判断に迷ったら、速やかに上司・上位機関に報告・相談しましょう。



他社で実際に発生した事例

X社は、他3社とともにジョイントベンチャーであるY社を設立し、ナイジェリアのLNG施設建設を60億ドルで受注した。受注にあたり、Y社に出資する米国企業と協同して米国銀行経由でナイジェリア政府高官に総額1億8200万ドルの便宜を図ったとして、FCPA違反の疑いで提訴された。最終的に、X社は2億1880万ドル(約182億円)という高額な金額で米国司法省と和解するに至った。

9. 公正かつ適正な業務処理

○ 業務に関する事実・データは、厳正に記録し、不都合な事実・データであっても、隠べい・改ざんは行いません。

○ 業務運営上の不具合が発生した場合は、ただちに是正するとともに、上司や社内の関係部門に事実を速やかに報告・共有します。
お客さまや地域の皆さま、社会に影響を与える事象の場合は、事実に基づいて迅速かつ的確に情報開示します。

○ 社外の方々への情報の公開や理解促進活動においては公正さを徹底します。

「隠したり、嘘をついたり」…

隠べい・改ざんそのものが新たな問題を生みます。

事故や業務処理上のミスなどが不幸にして起こってしまった場合、そのこと自体ももちろん非難の対象となりますが、大切なのは「起こった後の対応」です。もし、不都合な事実・データを隠していたこと（隠べい）や取繕っていたこと（改ざん）が後に発覚すれば、不都合な事実・データそのものへの批判に加えて、そうした隠べい・改ざん行為への非難、ひいては企業体質に関する様々な憶測報道が積み重なり、企業が受けるダメージはますます膨れ上がります。

「会社のため」の隠べい・改ざんは、ありえません。会社のためにも、「事実に基づいた速やかな情報開示」といった心構えを持ちましょう。



お客さまや社会に影響を与える不適切事象が発生した場合は、不確かな情報を拙速に伝えないように留意しつつ、上司や関係部門との間で事実を報告・共有のうえ、迅速かつ的確に情報開示するようにしましょう。

情報開示の対応にあたっては、開示の判断を適切に行うことができるように、上司や関係部門と必要な情報を共有し、誰が開示を行うかも含めて、よく検討・調整しましょう。（「12. 個人情報、お客さま情報、企業秘密等の厳重な管理」にもあわせて、安易に開示してはならない情報もありますので、注意が必要です。）

社会に大きな影響を与えるような事故・トラブル等の事象が起こった場合には、速やかに経営トップまで情報を上げ、社内の関係部門と情報を共有したうえで、迅速な情報開示を行うようにしましょう。情報を開示するにあたっては、「嘘をつかない、隠さない、対心は迅速に」の3原則を必ず守って対心します。ただし、事実関係を調査している段階で、不確かな情報を拙速に伝えることは禁物です。対応を誤ったことにより、お客さまや地域の皆さま、社会からの信頼を喪失し、会社として大きなダメージを受けることがないように、十分に注意しましょう。

関西電力グループや国等が行う理解促進活動において公正さを損なうことがないよう留意しましょう。

社外の方々への情報公開や、会社が行う理解促進活動（事業に関連する説明会・見学会・出前教室や地元説明等）において、当該理解促進活動を首尾よく進めることを目的として、

- ・ 受け手の判断を左右するような重要なデータを誇張・矮小化して提供する
- ・ 受け手の判断を左右するような重要なデータを故意に欠落させて提供する等の行為は、してはいけません。

国等が主体の理解促進活動（エネルギーに関連する政策についての地元シンポジウム等）において、会社の立場と異なる意見を排斥したり、アンケート等の集計結果に影響を与えたりすることを目的として、

- ・ グループ会社・協力会社等の関係者に対し、第三者を装っての参加、質問、もしくは意見表明、またはアンケートへの回答を要請する
- ・ 関係者に対し、内容を特定して、質問、もしくは意見表明、またはアンケートへの回答を要請する

等の行為は、してはいけません。また、第三者からそのような要請を受けた場合は、これに応じてはいけません。



Q1 行政への報告データを書き換えたら？

発電所に勤務するAさんは、県に報告するデータの一部分が県との協定で定める基準値を超過していることを発見した。しかし、安全上問題とならない指標であったことから、データを基準値に収まるように書き換えた。

A1 協定に基づき自治体に提出しているデータを書き換えることは、明らかな協定違反であり、お客さまや地域の皆さま、社会との信頼関係を損なう行為です。

関西電力グループの事業運営には、お客さまや、立地自治体をはじめとする地域の皆さま、社会からの信頼と理解が不可欠です。そして、これまで様々な努力を行ってきた結果、関西電力グループは、お客さまや地域の皆さま、社会からの信頼を得てきました。

管理データを書き換えることは、データ自体の意義・信頼性を失わせることになり、重大な不正行為です。しかも、協定に基づき自治体へ提出している管理データを書き換えたことが公になれば、お客さまや地域の皆さま、社会が関西電力グループに対して不信感を抱くことは確実であり、これまで営々と積み上げてきた関西電力グループに対する信頼が完全に失われることになりかねません。そして、一度失った信頼は、どんなに謝罪や説明を尽くしても、容易に回復することはできません。

私たちは、これまで培ってきたお客さまや地域の皆さま、社会の信頼に志えることが、事業運営上最も重要であることを今一度認識し、行動する必要があります。



関西電力グループで実際に発生した事例

水力発電関連設備について、河川法に基づく許可を得ずに工事が実施された工作物があることが判明。これを発端として調査を進めた結果、流水占用に係る申請漏れ、取水量データ改ざんなどの数々の不適切事象が明るみとなった。これにより、監督官庁である国土交通省より、水力発電所の取水制限など厳しいペナルティが課されるとともに、社会からも大きな非難を浴びることとなった。



Q2 不適切な業務処理の事実を隠べいしたら？

ある発電設備の保守点検業務を担当しているAさんは、点検終了後に、その一部の点検漏れに気づいたが、業務ピーク期で多忙であったため、そのまま「異常なし」と報告した。後日、監督官庁の監査が行われ、その報告書も対象となったが、特段の問題なく終了した。監査終了の3カ月後、虚偽の報告のことを悩み続けていたAさんが上司に事実を申告したことを受け、当該部分の点検が再度実施され、異常のないことが確認された。Aさんの上司は、「結果的に異常はなかったわけだし、特段の対応は不要だろう。」と判断した。

A2 虚偽の報告を行ったことにより、法令等に基づき立入検査を受けたり、刑事責任を問われるおそれがあります。

たとえ業務ピーク期であったとしても、不適切な業務処理を行うことは許されません。また、不適切な業務処理を行っていたことが判明した際、それを隠べいすると、隠べいした行為自体がコンプライアンス上大きな問題となり、新たに深刻な事態を招きます。

本事例のように、点検をめぐる不適切な業務処理が判明し、点検のやり直して安全上問題ないことは確認したものの、かかる事実を隠していたことが後日に発覚した場合、不都合な事実の隠べいについて、関西電力グループは社会からの厳しい非難にさらされるおそれがあります。社会から「不都合な事実をもみ消す会社だ」として会社の風土・体質を糾弾されるなど、深刻な事態を招きかねません。

法令や社内ルールの違反は、決して看過できるものではありませんが、そういった不都合な事実を隠べいすることは、それ以上に、会社にとって大変危険な行為です。不適切な業務処理について、仮に安全面で全く問題がないとしても、一旦隠べいされた後にそれが露見した場合、そのリスクは、もはや想定できないほど大きくなっています。

法令や社内ルールの違反等が起ってしまった場合、誠実な行動こそが企業にとって最も重要である、ということをも十分に理解し、業務を遂行しましょう。



Q3 シンポジウムに、従業員であることを伏せて参加するよう要請したら？

Aさんは、県が主催するシンポジウムのテーマが「原子力発電の是非について」であることを知り、出席者が原子力発電に対する反対派ばかりになってしまうことを恐れて、関西電力の従業員という身分を伏せてシンポジウムに出席するよう、関係部署に動員要請した。

A3 会社の立場と同じ意見の参加者を増やそうという意図により動員することは、公正とは言えません。

関西電力グループの事業遂行に当たっては、お客さまや立地自治体をはじめとする地域の皆さま、社会から、業務運営一つひとつにおける公正さが強く求められています。

本事例で問題となっているシンポジウムはそのテーマから考えると、主催者がシンポジウムの議論の内容、是非に関する意見の割合等の結果を、その後の対応の判断材料にすることが考えられます。このようなシンポジウムに、関西電力が会社の立場と同じ意見の参加者を増やそうという意図を持って、従業員に対して身分を伏せて出席するよう働きかけを行うことは、お客さまや地域の皆さま、社会から求められている公正さを欠く行為といえます。たとえ、結果的に出席した従業員に発言をする機会がなかったとしても同様です。このような公正さを欠く行為は、関西電力グループへの信頼を失わせるものであり、避けるべきです。

また、自身が社外の関係者から同様の意図のもと要請を受けた場合は、これに応じるべきではなく、直ちに上司に報告しましょう。

なお、本事例のようなシンポジウムが開催されることを、従業員であれば知っておくべきであるとの観点から、参加の呼びかけを伴わない開催情報の周知を行うことや、会社からの周知がきっかけであったとしても、従業員が自主的に会社の考え方に関する知識を得たり、会社の考え方を家族や知合い等に向かって発信することは何ら問題ありません。



他社で実際に発生した事例

経済産業省が、電力会社X社の原子力発電所立地地域の住民への説明の一環として、CATV説明番組を開催した。X社は、説明番組への意見投稿が再稼働慎重派中心となりそうなることを懸念し、再稼働への賛成意見の投稿を増やすべく、X社内および協力会社等へ投稿を依頼。内部告発により当該事実が明るみになり、X社は社会的に大きな非難を浴びた。



Q4 意図的に重要なデータを開示しなかったら？

Aさんは、市街地の鉄塔改修工事の地元説明会で、工事車両による騒音が基準値を上回る可能性があるとの予測データがあるにもかかわらず、説明会を円滑に進行するために、これを隠して説明しなかった。

A4 参加者の判断を左右するような重要なデータを意図的に開示しないことは、地域の皆さまの目を欺くことになります。

関西電力グループの事業遂行に当たっては、お客さまや地域の皆さま、社会より、業務運営一つひとつにおける公正さが強く求められています。事業に関して理解を深め、賛同していただくための説明会においては、説明内容が正確であることはもちろん、説明に用いる情報の取扱いについても公正さを欠いていると指摘されるような行為は避けなければなりません。

本事例のような説明会において、工事車両による騒音の予測データが、鉄塔改修工事の受け入れの是非を判断するにあたって大変重要な考慮要素であることは容易に想像ができます。それにもかかわらず、反対意見によって説明会の円滑な進行が妨げられることを恐れて、当該データの存在を隠すことは、地域の皆さまを欺くことになります。たとえ、「さほどの騒音は出ない。」などと積極的に偽ることをしなかったとしても同様です。

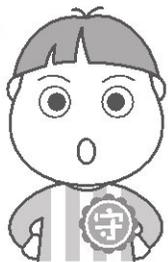
なお、基準値が法令に定められているものであれば、それを遵守せず工事を行うことは、それ自体明らかな違反行為です。

10. 独占禁止法等の遵守

- 独占禁止法等を遵守し、公正かつ自由な競争に基づいて、事業を遂行します。
- 談合やカルテルはしません。これらを誘発・助長する行為もしません。
- 取引上の優位な立場を利用して、不当な取引条件を押し付けたり、自社の商品・サービスの購入を強要したりしません。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進することにより、消費者の利益の確保と国民経済の健全な発達促進を目的としているんだよ。

熾烈な競争を勝ち抜き、お客さまに選ばれる企業であるためには、独占禁止法等の遵守が不可欠です。



公正な競争をして、お客さまに選択していただきます。

私たちは、お客さまに選んでいただくために各事業分野で熾烈な競争を戦っています。

「公正かつ自由な競争」は、競争における基本ルールであり、独占禁止法等で遵守が求められています。「公正かつ自由な競争」とは、安価（コスト割れしない範囲）で良質な商品・サービスの提供を競い合う、「価格と品質による競争」のことです。



● 独占禁止法って、どんな法律？

・独占禁止法の目的は、事業者から市場に魅力的な商品・サービスが供給され、消費者がよりよい商品・サービスを選択できるよう事業者の創意を發揮させ、事業者間の公正かつ自由な競争を促進することにより、消費者の利益を確保するとともに、国民経済の活性化・健全な発達を促進することです。

・独占禁止法は、以下のような行為を禁止しています。

私的独占……… 競争者を排除して市場を支配しようとする行為

不当な取引制限…… 談合やカルテル等を行うこと

不正な取引方法… 取引拒絶、不当廉売、優越的地位の濫用など、

独占禁止法や公正取引委員会の告示で定める違反行為

・独占禁止法に違反した場合、公正取引委員会から排除措置命令や課徴金納付命令を受けたり、行為者個人や会社、その代表者への刑事罰、損害賠償請求などがなされることがあります。また会社名が公表されます。このような直接・間接の損失は莫大なものになりかねません。



● 独占禁止法に違反しているかは、どうやって見極めるの？

独占禁止法の規定は抽象的であるため、どういう行為が実際に違反となるのかわかりにくくなっています。外見は同じ行為であっても、行為時の市場の状況や相手先との力関係等によって、結論が変わってきますので、注意が必要です。判断に迷う場面が生じたときには、速やかに法務部門に相談してください。

競争をやめる行為、競争を妨げる行為は厳禁です。

例えば、競合する事業者同士が、商品と同じ価格で販売することや、お互いの販売エリアに参入しないことを約束すれば、その事業者たちは、自らの顧客をお互いに奪われることなく、商品の価格や品質を自由に決めることができるようになります。

このように、事業者同士が通じて競争をやめてしまうような合意（カルテル・談合）は、独占禁止法違反として厳しく処罰されます。自らが合意を持ちかけることはもちろん、他の会社の求めに応じたり、また、会社の担当者同士がこのような相談をしている場に同席することも絶対に避けるべきです。価格や販売戦略など通常は競合他社に教えない情報を交換するという事実だけでも、合意があったと認定されるおそれがありますので、競合他社の担当者との疑わしいやり取りは厳禁です。

また、関西電力グループが買い手である場合でも、売り手の営業担当者同士が顔を合わせる場を設けるといったカルテル・談合を誘発する可能性のある行為は避けるべきです。予定している工事予算等の、合意の手がかりとなる内部情報を漏らすといったカルテル・談合を容易にさせる行為も厳禁です。

弱い立場の取引先に過大な要求をするのはやめましょう。

自社の取引上の立場を利用して、普通ならば受け入れるはずのない不利益を取引先に与える行為は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に当たる可能性があります。

具体的には、一度契約で定めた代金の減額を後から求める、自社の商品・サービスの購入・利用を強要する、といった行為が該当します。これら以外にも、契約で定めていない便宜を図るよう求めたり、過大な不利益を与えるような契約条件を強制したりする行為は、優越的地位の濫用となりえます。

関西電力グループとの関係上、不利益を受け入れざるを得ない立場の取引先に対して何かを注文する場合には、このような過大な要求とならないよう注意する必要があります。

**Q1 入札対応を競争者と協議したら？**

関西電力である県が行う電力入札を担当しているAさんは、競争者であるX社の担当者Bさんから「県が行う電力入札のうち、Y庁舎は関西電力、Z庁舎はX社が入札することを前提に、応札価格を設定しましょう。」と持ちかけられた。Aさんは、この申出に応じることにした。

A1 独占禁止法は、競争者との間で、価格・数量・取引の相手方等について取決め、競争を実質的に制限すること（カルテルなど）を禁止しています。

Aさんが、県の行う入札について、競争者であるX社と調整し応札すれば、不当な取引制限として独占禁止法に違反するおそれがあります。また、官公庁の入札だけでなく、民間の商取引においても、同様の行為を行えば、独占禁止法に違反するおそれがあるので注意が必要です。

例えば、自由化分野の民間のお客さまについて、電力会社どうして取引条件や取引先を調整することや、熱源の供給について、競争者であるガス会社と取引条件や取引先を調整することは、不当な取引制限として、独占禁止法違反と判断される可能性があります。

不当な取引制限の禁止に違反した場合には、公正取引委員会から指導や排除措置命令を受けることがあるほか、高額な課徴金の支払いを命じられることがあります。また、行為者個人および会社やその代表者にも刑事罰が科されることがあるため注意が必要です。

なお、会社に競争を制限する意思がなくても、競争を制限することを内容とするような会議に出席したり、メールのやりとりをすれば、公正取引委員会等から嫌疑をかけられる可能性があります。

このような会議に出席してしまった場合は、速やかに議題変更を求め、あるいは退席し、また疑わしいメールが届いたときも直ちに上司に報告・相談してください。



Q2 関西電力が修繕工事等で指名競争見積もりを依頼した取引先に予算情報を伝えたら？

ある設備の修繕工事を担当しているAさんは、工事の取引先であるX社の担当者Bさんから、「今回の工事予算は1千万円より上か下か教えてほしい。」と尋ねられたため、正確な金額を言わなければ問題ないだろうと考え「上」と伝えた。また、X社は関西電力のグループ会社でもあるため、X社が高く評価されるような評価方法で落札業者を決めることにした。

A2 関西電力が予算情報を入札予定者に開示すれば、落札額の目的が立ち、受注調整（談合行為）が容易になります。これは独占禁止法違反を誘発、助長する行為といえます。

関西電力は、取引先に価格や品質で競争してもらって、より良い条件で発注することによりコストを低減するという目的で、競争入札を行っており、社会にもそのように説明しています。とりわけ、託送供給業務によって成り立っている送配電事業については、効率的な経営によって国民負担の低減に努めることが、関西電力の責務だといえます。にもかかわらず、関西電力自らが競争の阻害につながり得る行為をすることは、託送原価の適正さに疑念が生じ、社会の信頼を裏切ることになります。関西電力としては、受注者同士が互いに競い合うことにより、少しでも低い価格提案が受けられるような環境をつくるべきです。本事例のように、カルテル・談合が容易になるような内部情報をもたらすことは絶対に行うべきではありません。

また、本事例のように、送配電事業において、不合理な入札条件を設定することにより、本来よりも高い価格でグループ会社へ発注してしまうと、関西電力がグループの利益拡大のために高額な工事費用で発注しておきながら、託送費用としてそのつけを国民に回した、という批判を受けおそれがあります。公平な入札を装いつつ、特定の受注者を有利に取り扱うのは、それを知らずに入札に参加した他の事業者に損害を与える行為だともいえますので、このような行為は行うべきではありません。



関西電力グループで実際に発生した事例

公正取引委員会が、関西電力が発注した送電工事の工事会社に対し一斉立入検査をした結果、グループ会社2社を含む取引先延べ88社（実数76社）が受注調整（談合）を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令・課徴金納付命令（関西電力グループ2社の課徴金額約10億円）を受けた。

また、関西電力は、工事会社に対し、予算価格等非公表情報の開示など、上記の行為を誘発、助長したとして公正取引委員会からこれらの行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずること等の要請を受けた。



Q3 お客さまに適正な費用を下回る電気料金を提示したら？

関西電力で大口のお客さまへの電力販売を担当するAさんは、新電力との取引を検討するお客さまに対して、通常の取引価格から大幅に値下げし、つなぎ止めを図ろうと考えていた。

A3 お客さまへの供給に要する費用を下回る場合には、独占禁止法に違反するおそれがあります。

本来、効率的な事業活動を行うことによる価格競争は望ましい行為です。ただし、関西電力のように、その供給区域における電力市場において高いシェアを有する事業者が、新電力への対抗手段として、例えば相当数のお客さまに対して、供給に要する費用を下回る経済合理性のない料金を提示して契約を維持しようとするれば、より効率的に活動を行う事業者ですら電力市場から排除され、電力市場における公正な競争（価格と品質による競争）が行われなくなるおそれがあります。そのような場合、関西電力は、不当廉売という不公正な取引方法を用いたとして、独占禁止法に違反すると判断される可能性があります。

不当廉売に該当すると判断された場合には、公正取引委員会から指導や排除措置命令を受けたり、行為の程度によっては課徴金納付を命じられたりする可能性もあるため、注意しなければなりません。



Q4 取引上の優位な立場を利用して、委託金額を増額せずに委託内容を変更したら？

Aさんは、関西電力仕様の特殊部品の製造を、X社に発注する手続きを担当している。今回、発注後に仕様を変更する必要が生じたため、Aさんは、委託金額を変更することなく部品製造をやり直すようX社に依頼した。X社は、関西電力からの発注が売上げのほとんどの部分を占めており、今後も関西電力以外からの受注は見込めないため、この依頼にしぶしぶ応じた。

A4 取引上の優位な立場を利用して、取引先に不利な要求に応じた場合、独占禁止法や下請法に違反することがあります。

今回の部品製造のやり直しが、通常なら委託金額の増額を求める内容だったのに、X社が関西電力との取引が無ければ経営が立ち行かなくなるなど、関西電力との取引に依存していることから無償で応じざるを得なかったのだとすれば、Aさんの要求は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性があり、関西電力は、公正取引委員会からの指導や排除措置命令、課徴金納付命令を受ける可能性があります。

本事例のように、契約条件を超える不利な要求に応じた場合、発注者の優越的地位の濫用があったと評価され得ますので、受注者に求める条件は、あらかじめ契約書に定めておくべきです。また、契約書に定めたとしても、X社のような関西電力との取引に依存している相手との間で、過大な不利益を強いる条件で取引をすると、やはり優越的地位の濫用と評価されるおそれがあります。強気の契約交渉時には必要ですが、弱い立場の相手から利益を搾取するような要求はやめましょう。

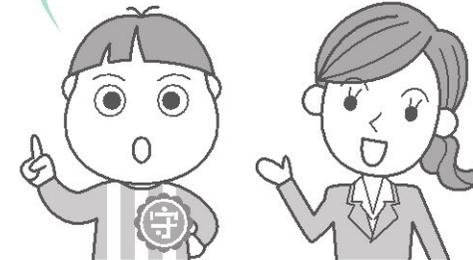
また、資本金が一定額を超える会社（関西電力や一部グループ会社も含まれます）が、自社が販売する商品の製造や、自社が顧客から請け負ったサービスの提供等を、資本金が一定額以下の会社や個人事業主に対して委託する場合、下請法が適用されます。

下請法では、下請代金の支払遅延や減額、成果物の受領拒否や返品など、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当し得る発注者の行為を具体的に定めて禁止しており、簡易迅速な規制のため、それらの禁止行為があっただけで違法と判断されます。受注者がそれらの行為を提案してきた場合でも発注者が下請法違反に問われますので、注意が必要です。本事例では、取引先が下請法の適用対象になる場合、関西電力の行為は、不当な給付内容の変更として下請法に違反します。



公正取引委員会から行政処分を受けることはもちろん、刑事責任を問われたり、民事上の損害賠償請求をされたりなど、独占禁止法に違反した場合のリスクははかりしれないよ。

独占禁止法に違反するかの判断は難しいのです。判断に迷ったら法務相談を！



11. 消費者保護の徹底

- 消費者保護に関する法令を遵守することはもとより、お客さまに誠実に対応します。
- 商品やサービスを提供するにあたって、過大な景品、事実と異なる情報やお客さまに誤解を与える情報を提供しません。

お客さまに正しい情報を提供するとともに、公平公正な内容の契約を結びましょう。

事業活動を行うにあたり、遵守しなければならない法令の一つに消費者契約法があります。消費者契約法は、事業者と消費者との間には、一般的にその保有する情報の質・量や、交渉力に大きな格差があることを考慮し、特に消費者の利益を保護することを目的としています。

消費者契約法では、事業者に対して、主に以下のようなことが求められています。まず、①正しい情報をお客さま（消費者）に提供し、お客さまが契約の申込みに関する判断を適切に行うことができるようにすること、そして②サービス等を提供するにあたり、お客さまが一方的に不利となるような契約内容にしないことです。

①について、消費者契約法に反する行為によってお客さまが行った契約の申込み等はお客さまから取り消される可能性があります。

②については、事業者が損害賠償責任を一切負わない等のお客さまが一方的に不利となるような条項を契約書に定めたとしても、その条項は無効と判断されることがあります。

さらに、消費者契約法に反する行為を行う事業者は、適格消費者団体（特別な認定を受けた消費者団体のことをいいます。）から当該行為の差止請求訴訟を提起される可能性があります（消費者団体訴訟制度）。

企業として利益を上げることは大切です。しかし、消費者保護に関する法令に違反し、お客さまからの信頼を失っては、持続的な成長はできません。お客さまから真に選ばれる企業でありましょう。



MEMO

お客さまが契約申込みに関する判断を適切に行えるよう、過大な景品類の提供や不当な広告表示をしてはいけません。

商品・サービスの販売促進のために、チラシを配布したり、景品を提供したりする場合があります。販売促進活動では、工夫を凝らし、お客さまにアピールしていかねばなりません。景品表示法では、一般消費者が自主的かつ合理的に契約申込みに関する選択を行うことを妨げるような事業者の行為として、過大な景品類の提供や、チラシ、CM等による商品・サービスに関する不当な表示を禁じています。

景品類（いわゆるおまけ）については、態様ごとにその限度額などが決められています。これは、高額な景品類を提供し、消費者がその景品類によって商品・サービスを選択するようになると、質の良くない商品などを買わされて、不利益を受けてしまうおそれがあるからです。

また、チラシやCM等については、商品・サービスの品質、規格、価格や取引条件等を実際よりも著しく良いと誤認させるような表示は行ってはなりません。

景品表示法に違反する行為を行った事業者は、消費者庁から、同様の違反行為を行わないことなどを命じる措置命令や課徴金納付命令を受ける可能性があります。

お客さまとの契約にあたっては、お客さまが適切に判断できるよう、正しい情報を提供しなくては いけないよ！



Q1 電気料金をシミュレーションする際、お得感を誇張して電気需給契約を締結したら？

営業担当のAさんは、一般家庭のお客さまBさんから「時間帯で電気料金単価が変わる料金メニューへの変更を検討しているため、電気料金のシミュレーションをして欲しい。」と要望を受けた。Bさんの住宅にはスマートメーターが設置されていたため、Aさんは過去1年間の電気使用形態をベースに電気料金のシミュレーションを行った。その結果、過去1年間の電気使用形態であれば、料金はかなり安くなることがわかったため、AさんはBさんに「今よりも絶対に安くなるので、料金メニューを変更したほうがずっとお得ですよ。」と説明した。Bさんは、Aさんの説明を信じ、料金メニューを変更した。

A1 Aさんの説明でBさんに契約いただくと、消費者契約法違反となる可能性があります。

消費者契約法は、将来どのように変化するか不確実な事項につき断定的な判断を消費者に提供することを禁じています。本事例では、過去1年間の電気使用形態をベースに電気料金のシミュレーションを行うこと自体は問題ありませんが、将来どのように電気使用量が増減するかわからないBさんに対して、料金メニューを変更すると絶対安くなると説明したことは、消費者契約法に違反するおそれがあります。Aさんは、過去1年間の電気使用形態と同様である限りにおいて安くなることをしっかりとBさんに説明すべきでした。

本事例のような経緯によって締結された契約は、消費者契約法に基づきBさんから取り消されるおそれがあります。また、Aさんが行ったような勧誘行為が続けて行われていけば、適格消費者団体からこのような勧誘行為の差止請求訴訟を提起されるおそれもあります。

企業として、利益を確保することは大切です。しかし、正しくご説明することでお客さまが合理的に判断できる情報を適切に提供し、そのうえでお客さまから選ばなければ、企業として成長はできません。お客さまに対して誠実に対応することを心がけましょう。



Q2 一般家庭のお客さまに過度に不利な契約を締結したら？

ホームセキュリティサービスを提供するX社は、一般家庭のお客さまと締結する契約の中に、下記のような内容を織り込み、契約を締結した。
「当社は、当社が提供するホームセキュリティサービスの提供に際し、お客さまに発生した損害について、一切責任を負いません。」

A2 本事例の契約条項は、消費者の権利を不当に制限するものとして、無効となります。

取引において、契約条件をどのような内容にするかは、原則として自由ですが、例外的に消費者契約法は、消費者の利益を一方向的に害する条項を無効と規定しています。

本事例のような事業者の損害賠償責任の全部を免除する条項は、無効となります。不当に高額な違約金を定めた条項や、消費者の解約権を一切認めない条項等もまた、同法により、無効となります。

上記のような条項が存在する場合、その条項を含む契約の締結行為が続ければ、適格消費者団体から差止請求訴訟を提起されるおそれがあります。こうした法的措置をとられることで、会社として対応しなければならないのはもちろん、企業イメージに傷がつくことも避けられません。

関西電力グループの事業は、お客さまとの信頼関係のうえに成り立っています。契約を締結する際には、お客さま、会社双方にとってメリットのあるバランスのとれた内容とすることを心がけましょう。

消費者であるお客さまと契約を締結する際は、会社とお客さま双方にとってメリットとなるよう心がけ、一方的にお客さまに不利な内容とならないよう注意しましょう。



Q3 過大な景品を提供したら？

営業担当のAさんは、X電器店と共催するエコキュートの販促会で、エコキュートの購入契約者に対して最高50万円の景品をプレゼントする抽選企画を行うことにした。

A3 Aさんのように販促会で50万円の景品をプレゼントすることは、景品表示法に違反します。

景品表示法は、顧客を誘引する手段として、懸賞により景品類を提供する場合の最高額につき、規制を設けています。具体的には、懸賞に係る取引の価額の20倍（この金額が10万円を超える場合には10万円）を超えてはならず、かつ景品類の総額について、当該懸賞に係る取引の予定総額の100分の2を超えてはいけません。

なお、商品の購入を条件とせず、販促会に来た人にもれなく景品を提供したり、商品の購入や来店の先着順によって景品を提供したりする場合は、最低の取引の価額の10分の2の金額（当該金額が200円未満の場合は200円）までで、正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲のものに限って、その提供が認められています。

イベント等で抽選による景品や求場組品を用意する場合には、これらの規制に違反しないよう、十分に注意しましょう。

景品表示法に違反した場合、消費者庁から排除措置命令や課徴金納付命令を受けることがあるよ。



Q4 根拠を示さずに比較広告をしたら？

営業担当のAさんは、特段根拠を示すことなく、「関電ガスなら、X社より光熱費は1年で1万円以上の大幅削減!!」と記載したチラシを作成し、配布した。この数字は、お客さまの目を引くためのもので何ら根拠のないものだった。

A4 提供する商品が、競争関係にある他の商品よりも著しく有利である、との誤解を与えるような表示をしてはいけません。

比較広告は、自社の商品・サービスのメリットを消費者にアピールするためには、有力なツールです。景品表示法は、自己の提供する商品・役務について、事実と反して、競争者のものよりも、著しく優良であると表示したり、価格等の取引条件で著しく有利であると表示したりすることを禁止していますので、注意が必要です。

Aさんは、根拠を示さずに、光熱費を大幅削減できると表示していますが、従来の他社との契約に関わらず、どんな場合でも、関電ガスにすれば光熱費が安くなると消費者が誤認するおそれがあり、景品表示法に違反します。なお、根拠を記載した場合でも、その内容が正しいものでなければ、違反となりますので、注意が必要です。

比較広告を適切に行うには、①比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること、②実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること、③比較の方法が公正であることが必要です。

関西電力グループでは、様々な商品・サービスをお客さまに提供していますが、商品をPRする際には、正確な実証データを適切に示すなどして、お客さまの誤解を招かないように注意しましょう。

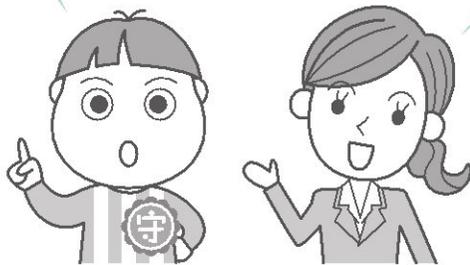


12. 個人情報、お客さま情報、 企業秘密等の厳重な管理

- 関連する法令等や社内の情報セキュリティルールを遵守し、個人情報、お客さま情報、企業秘密等について、その収集、保安全管理、利用、提供および開示にあたって、厳重に取り扱います。
- 自社の企業秘密等を第三者に開示する場合は、秘密保持契約を締結するなど、漏えいしないよう措置を講じます。
- 社外の方々が見聞きできるような場所で、業務に関連した会話をすることや資料を開くことは、厳に慎みます。

情報取扱いのルールを確認し、
情報管理には細心の注意を
払いましょう。

平成29年5月に
個人情報保護法が
改正されました。
改正内容を確認のうえ、
必要な対応を行いましょう。



情報管理には細心の注意を払い、漏えい防止に努めましょう。

会社は、事業の性質上、膨大なお客さまの個人情報を保有しており、個人情報保護法をはじめとした法令や個人情報保護規程等の社内ルールを遵守する必要があります。

お客さまの個人情報を収集する際には、利用目的を明らかにし、収集後は、無断で第三者に提供しない、利用目的以外に利用しない、といった厳正な対応が必要です。

また、平成29年5月、改正個人情報保護法が施行されました。改正法では、個人情報の定義を明確化し、人種、信条、病歴等の要配慮個人情報の取扱いが厳格化され、5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者も個人情報保護法が適用されることになりました。会社は、個人情報保護法の改正内容も確認のうえ社内ルールを整備するなどし、適切に個人情報を取り扱わなければなりません。

個人情報に限らず、自社の保有する情報については、その取扱いに細心の注意を払い、厳重に管理しなければなりません。例えば、社内ルールに違反する情報の持ち出しは厳禁ですし、個人が所有するパソコンや外部記憶媒体で社内の情報を取り扱ってはけません。また、秘密文書の区分に応じて、鍵のかかるキャビネット等に収納する必要があります。

国は、個人情報保護に関するガイドラインを示しており、会社は、これを念頭に、個人情報管理にかかる社内ルールを定めています。詳しい取扱方法について、各社のルールを確認してください。

自社の企業秘密等を第三者に開示する前に、 秘密保持契約を結びましょう。

関西電力グループを取巻く競争環境の下、他社とのアライアンス（提携）も増え、自社の企業秘密等を第三者に開示する機会も多くなることが予想されます。その場合、相手が第三者に漏えいしないよう、自社の情報を開示する前に、秘密保持契約を締結する等適切に対処しなければなりません。

また、私たちが他社から受領した情報については、原則として秘文書または取扱注意文書として取り扱い、守秘義務違反とならないよう厳正に管理する必要があります。



社外の人が見聞きできるような場所で 業務に関する話をする事等は避けましょう。

業務情報は、業務上必要な場合を除き、オフィス外に持ち出してはいけません。仮に持ち出してよい場合であっても、飲食店や移動中の車内等で業務に関する話をしたり資料を開いたりすると、社外の人が耳にしたり目にしたたりするおそれがあり、情報が漏えいすることになりかねません。

また、取引先と秘密保持契約を締結しているにもかかわらず、取引先の情報を社外の人に漏えいしてしまった場合、守秘義務に違反し、場合によっては損害賠償責任を負うことになります。さらには、会社の情報管理体制に疑念を抱かれ、社会からの信頼が失われてしまうおそれがあります。

社内であっても、廊下やエレベーターなど社外の人が利用できる場所は公共の場と同じです。社外の人が見聞きできるような場所で業務に関する会話をすることや資料を広げることが、避けなければなりません。



関西電力グループで実際に発生した事例

関西電力コールセンターで勤務するグループ会社の契約社員が、知合いの電気工事業者の求めに応じて、関西電力の保有するお客さま情報（氏名、住所、電気需給契約開始日）を漏えいし、報酬を得たとして、不正競争防止法違反（営業秘密侵害罪）の容疑で逮捕・起訴され、有罪判決（懲役1年6月・執行猶予3年、罰金2万円）を受けた。



他社で実際に発生した事例

教育関連会社X社では、顧客データベースの保守管理を委託していたグループ会社が業務を再委託した会社において、派遣社員が顧客情報を持ち出して名簿業者に販売したことにより、X社の通信教育サービスに関する顧客の氏名、住所、生年月日等の個人情報（約760万件）が外部に漏えいした。経済産業省は、X社に対し、個人情報保護法に定める安全管理措置義務違反および委託先の管理監督義務違反が認められるとして、個人情報保護法に基づき、違反行為を是正するために必要な措置をとり、再発防止を徹底するよう勧告を行った。



Q1 お客さま情報を漏えいしたら？

コールセンターに勤務するグループ会社の契約社員Aが、知合いの電気工事業者の求めに応じて関西電力が保有するお客さま情報（氏名、住所、契約開始日）を漏えいし、報酬を得た。

A1 会社が個人情報の安全管理を怠っていたら、個人情報保護法違反となり、会社は損害賠償を請求されるおそれがあります。また、Aの行為も個人情報保護法違反と不正競争防止法違反となります。

個人情報保護法では、個人情報を取り扱う事業者に対し、情報の漏えいを防止するために適切な措置を講じなければならない旨定めています。本事例のような不正な目的がなくとも、電子データが自由に持ち出せるようになっている等、個人情報の安全管理を怠っていたことにより情報を漏えいした場合、会社は、同法違反として責任を問われるおそれがあります。

また、会社は、情報漏えいによって生じた損害の賠償を求められるおそれがあります。

さらに本事例では、Aは、平成29年5月の個人情報保護法の改正により新設された個人情報データベース等不正提供罪として刑事罰に処される可能性があります。また、不正競争防止法は、不正な方法によって取得されたと知りながら他者の営業秘密等を受け取ったり、お客さま情報をはじめとする業務情報を不正に横領・隠匿・開示することを禁止しており、営業秘密侵害罪として刑事罰に処されるおそれもあります。本事例のような行為は絶対にやってはなりませんし、在職中はもちろん退職後も、個人情報、お客さま情報、企業秘密等を不正に利用したり、第三者に漏えいしてはなりません。

情報管理には、常に危機感を持ち、情報漏えいを防ぐために会社も、一人ひとりの従業員も適切に対応する必要があります。

Q2 秘密保持契約の締結に先立って他社との情報交換を開始したら？

関西電力のAさんはX社との事業提携の検討を急いでいたため、秘密保持契約を締結せず、X社との情報交換を開始した。Aさんの中で、Y社の未公表プロジェクトへ参画する旨もX社に伝えた。数日後、Y社のプロジェクトの存在および関西電力がそのプロジェクトに参画する旨が報道された。関西電力は、関西電力との間に秘密保持契約を締結しているY社から損害賠償請求を受けることとなった。

A2 Y社との秘密保持義務に基づき発生させた損害は賠償しなければならず、巨額に上る可能性もあります。

他社と情報交換をする場合、秘密保持契約を締結したうえでお互いに情報交換し合うことが通例です。そうしなければ、他社が、関西電力の開示した情報を第三者に対して開示してしまうおそれがあるためです。会社の参画プロジェクト等の企業秘密が公になった場合、その企業秘密の価値が低下してしまいます。

関西電力はY社との間で秘密保持契約を締結していましたので、関西電力がX社にY社のプロジェクトの話を変えたためにその情報が公になってしまうことで、関西電力は、秘密保持義務違反による損害賠償責任を負うおそれがありますし、Y社との秘密保持契約がなくても、信義則上、損害賠償責任を負うことがあります。

このようなことが発生すると、情報漏えいに対する損害賠償問題だけでなく、他の会社からの信頼も失墜し、今後の新規プロジェクト開拓やパートナー探しも難しくなるかもしれません。また、情報管理ができていない会社であるとして、社会からの信頼を失いかねません。

他社と情報交換をする際には、くれぐれも情報管理を徹底するように心がけましょう。



Q3 飲食店で社内の情報について大声で話したら？

Aさんは、居酒屋で行われた担当の懇親会で、仕事の話が盛り上がり、現在検討中の新規プロジェクトについて、会社としてどう取組むべきか、大きな声で熱弁をふるった。また、上司や同僚らは、誰もAさんを制止しなかった。

A3 企業秘密が漏えいする可能性、また取引先との守秘義務に違反する可能性があります。

社内検討中の案件は、まだプレスリリースもされておらず、機密性の高い内容が多いものです。不特定多数の他人に聞こえる可能性のある場所で、企業秘密に関する話をする、情報を聞いた誰かに公表されたり、利用されたりすることで、その企業秘密の価値が著しく損なわれてしまうおそれがあります。

また、取引先が絡む案件であれば、取引先から守秘義務を課されていることも多いですが、業務の内容を他人に聞かれてしまうと、守秘義務に違反することになります。情報の重要性や漏えいの度合によっては、契約違反に伴い、多額の損害賠償責任と会社としての信頼失墜という取り返しのつかない結果を招きます。

人が多く集まるような場所で業務の話をする、知らないうちに情報を漏えいしてしまいかねないという意識を持ち、不用意な発言は避けましょう。



あなたならどうする？

直接、Aさんに情報漏えい可能性があることを伝え、大きな声で企業秘密に関して話すことを制止する、Aさんの上司あるいは先輩に、Aさんが大きな声で企業秘密に関して話すことを制止するよう求める、といったことが考えられます。

盛り上がりつつある楽しいお酒の席だと、場がしらけるのではないかと言いつらいかもしれません。しかし、取り返しのつかない結果を招く前に、勇気を出して注意しましょう。

Q4 個人情報を勝手に持ち出したら？

Aさんは、お客さまを訪問する時間が迫って慌てていたため、その日訪問する予定がないお客さまの情報が記載された書類も一緒に持って、現場に向かったが、帰社途中の電車で、書類の入った鞆を網棚に置き忘れてしまった。

A4 情報が漏えいした場合、個人情報保護委員会からの勧告・命令など、深刻な事態を招く可能性があります。

お客さまの個人情報を含む業務情報を漏えいさせた場合、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会からの勧告・命令、当該お客さまからの損害賠償請求、さらに関西電力グループの社会的信頼の失墜などの影響が考えられ、会社に多大な損害を与えます。

このような事態を招かないように、関西電力の社内ルールでは、業務に関する情報（個人情報も含む）を、業務上必要な場合を除き、社外に持ち出してはならないとされています。グループ各社においてもまず、社内ルールを確認し、社内ルールに従った対応をしましょう。

また、どうしても持ち出す必要がある際には、持ち出す情報は必要最小限とし、情報を入れた鞆などを肌身離さず所持し、紛失防止に努めることが必要です。

業務に関する情報は、
細心の注意をもって
扱しましょう。



Q5 自宅パソコンで会社の業務を行い会社情報が流出したら？

自宅に仕事を持ち帰っていたAさん。ある日、自宅のパソコンから、削除したと思っていたお客さまデータが、流出してしまった。Aさんは、会社から厳しく注意喚起されていたにもかかわらず、自宅のパソコンにファイル共有ソフトをインストールしていた。

A5 個人情報保護委員会からの勧告・命令など、深刻な事態を招く可能性があります。

関西電力の社内ルールでは、会社での業務を自宅に持ち帰り、個人所有のパソコンで行うことは、厳しく禁止されています。これは、業務情報を社内から持ち出す場合に、情報を持ち出す媒体の紛失や盗難のおそれがあることや、個人所有のパソコンから業務に関する情報が漏えいすることを防ぐためです。

本事例のように、個人所有のパソコンから、お客さまの個人情報が流出した場合、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会からの勧告・命令、当該お客さまからの損害賠償請求など、会社に多大な損害を与えることとなります。また、「情報管理のずさんな会社だ」として、社会的な信頼も失墜することとなります。個人所有のパソコンで業務を行うことがいかに危険であるか理解し、厳に慎んでください。

業務情報は持ち帰らないこと、個人所有のパソコンで取り扱わないことを徹底するとともに、日頃から、個人所有のパソコンにも十分な防衛措置を施しておく、といった情報漏えい対策を常に心がけてください。



関西電力グループで実際に発生した事例

関西電力従業員の個人所有パソコンから、「ウィニー」等のファイル共有ソフトのネットワークを通じて、関西電力の業務情報が流出が繰り返して発生した。その中には、従業員本人が知らないうちに家族がファイル共有ソフトを使用し、パソコンがウイルスに感染して業務情報が流出したケースもあった。

13. 知的財産の管理、 他人の知的財産の侵害防止

- 仕事の成果として得られた知的財産は、適切に権利確保し、確実に管理します。
- 他人の知的財産を尊重し、これを不正に使用しません。

知的財産は、適切に権利を確保し、確実に管理しましょう。

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウなどを知的財産といいます。

私たちの仕事の成果として得られた特許権等の知的財産権は、利益の源泉となる（可能性を秘めた）ものとして、適切に権利を確保・保全できるよう十分な注意を払う必要があります。新しい技術を開発した場合には、それが特許権等の対象となりえないかを調べたうえで、特許出願の是非等を確認する必要があります。

また、会社が秘密として保持しているノウハウ等の保全・管理にも注意が必要です。安易にノウハウ等を他社に教えた場合には、模倣されることにより収入を獲得する機会を失うことにつながるかもしれません。

共同研究開発等で相手方と情報を共有する場合には、「12.個人情報、お客さま情報、企業秘密等の厳重な管理」で触れたとおり、秘密保持契約を締結しなければなりません。また、共同研究契約で知的財産権の取扱いについて、取り決めておきましょう。



他人の知的財産を侵害しないように注意しましょう。

他人の知的財産を侵害した場合には、侵害行為の差止め、損害の賠償を請求されるなどして、会社は大きな損失を被ることになります。

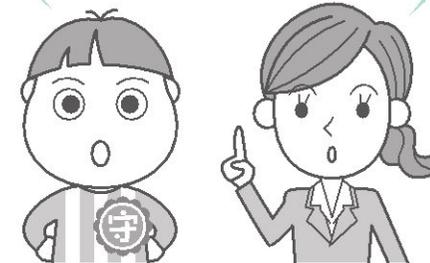
新しく開発した技術を先に他社が特許出願しているかもしれません。特許情報は公開されているので、関西電力グループの事業を運営するにあたって支障となる他社の特許を見つけた場合は、特許権者から実施許諾を受ける等の対応が必要です。

パソコン用ソフトウェアを無断でコピーしたり、インストールしたりすることは、原則として著作権侵害にあたり、業務に用いるために雑誌・図書等をコピーすることが著作権の侵害となるケースもあります。著作物の引用にあたっては、引用の要件に沿った取扱いが必要です。

新たな商品・サービスの名称や宣伝のキャッチコピー等が他人の登録商標に類似している場合は、商標権侵害にあたるケースがあります。類似する商標が見つかった場合には、異なる名称にする、商標権者から使用許諾を得るなど適切な措置を講じましょう。

雑誌や新聞をコピーして使うときは、引用の要件に沿った取扱いをしてね。

新たな商品やサービスの名称や宣伝のキャッチコピー等を検討する際は、商標権の侵害に気をつけよう。



Q1 画期的な新工法を発明したら？

Aさんは、今までの業務上の経験によって、従来の工法に比べて相当のコストダウンを図ることのできる新工法を考え出した。しかし、特許出願について、社内で上司と相談しなかった。

A1 仕事の結果として得られる知的財産は、会社の利益の源泉となるものであり、確実な権利の確保と管理を行う必要があります。

業務遂行の結果として得られる発明や考案は、会社に利益をもたらす（可能性を秘めた）重要な知的財産です。しかし、そのような発明や考案は、社内ルールの上で従い会社に届け出て、特許法や実用新案法の手続に従って、特許庁に出願し、特許権や実用新案権として登録されない、権利を主張して保護を受けることはできません。

したがって、本事例のように、画期的な新工法を考え出したとしても、出願手続をせず、特許権等を取得していなければ、他社が無断でその工法を真似たりしても、会社として、当該工法の使用を差止めたり、使用料を求めたりできないこととなります。

仕事の結果として得られる知的財産については、権利の確保と管理を確実に行うようにし、新しい技術を開発した場合には、積極的に特許などの出願を検討しましょう。



Q2 外注したイラストを当初の目的以外で利用したら？

Aさんは、以前、デザイン会社に制作費を支払って、販売促進パンフレット用のイラストを作成してもらったが、社内勉強会の資料作成にあたり、それを活用することから、流用することとした。

A2 著作権侵害として損害賠償請求されることがあります。イラストの流用が可能かどうか、きちんと委託契約の内容を確認しなければなりません。

外部に委託して作成してもらったイラストの著作権は、契約で特段の取決めをしない限り、デザイン会社に帰属します。したがって、委託者といえども、デザイン会社の許諾なしには、他の目的に流用することはできません。これは、従業員教育用の資料にイラストを使用するなど、社内での使用であっても同じことです。デザイン会社に無断でイラストを流用した場合、著作権侵害として損害賠償請求されることがありますので、注意してください。

外注したイラストを他の目的に流用する場合には、当該イラストの著作権が誰にあるのか、委託契約の内容をきちんと確認することを忘れないでください。

イラスト作成を外注する際、成果物のイラストを当初の目的以外の用途にも使用する可能性がある場合には、あらかじめ委託契約で、使用許諾を受けたり、イラストの著作権の譲渡を受けるなど、イラストを自由に利用できるように、必ず取決めてください。

僕の画像を使用する権利は、契約に基づいて著作権者から移転されてるんだ。だから、コンプライアンス・マニュアル等に載せることができるんだよ。



Q3 業務用パッケージソフトを複数パソコンへインストールしたら？

Aさんは、業務上、他社とのやりとりに必要な業務用パッケージソフトを購入した。便利なソフトであったため、職場の他の担当者から希望があるたびに、それぞれのパソコンにインストールした。

A3 著作権者の許諾なしに、ソフトウェアをコピーすることはできません。

ソフトウェア（コンピューターのプログラム）は、著作物として著作権保護の対象となります。したがって、ソフトウェアをコピーする場合には、事前に著作権者の許諾を得なければなりません。

市販のソフトウェアの場合、使用許諾条件として、「本ソフトウェア1部を1台のパソコンにインストールして使用できます。」などと、利用にあたっての制限が定められているのが通常です。したがって、あらかじめ複数のパソコンでの使用を認める条件（グループウェア・ライセンス）で購入している場合は別ですが、本事例のように1つのソフトウェアを無断で複数のパソコンにインストールすると、使用許諾条件に違反し、著作権侵害になります。

ソフトウェアの無断コピーについては、社会の受け止め方が厳格であり、現実にソフトウェアメーカーが多額の損害賠償を請求した事例もあります。社内利用だけなら構わないだろうなどと安易に考えてはなりません。



仕事の成果として得られる知的財産について、権利の確保と管理を確実に行おう。

新しい技術を開発したら、特許出願の検討を！



14. 反社会的勢力・団体との対決

- 反社会的勢力・団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、断固として拒否します。
- 反社会的勢力・団体に対しては、取引も含めた一切の関係を遮断します。
- 反社会的勢力・団体への対応では、個人ではなく組織として、問題の解決にあたります。

反社会的勢力・団体には毅然とした態度で臨みましょう。

暴力団や総会屋など、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨まなければなりません。名目だけの社会運動等を標榜しての要求行為に対しても、同様です。

「金を出さない、利用しない、恐れない」が大原則です。一度でも、安易な妥協を行うと、その関係は断ち難いものとなり、会社の信頼も失墜します。

反社会的勢力・団体の不当な要求に屈する者は、もはや被害者ではありません。

企業の反社会的勢力・団体への対応についての社会の視線は、従前より厳格なものとなっています。平成19年6月犯罪対策関係会議幹事会申合せにより出された政府指針も、不当要求への毅然とした対応のみならず、取引も含めた「一切の関係を遮断するように求めています。圧力を受けて不本意ながら取引させられた場合でも、反社会的な活動に加担し、反社会的勢力・団体を助長する行為として、厳しい非難にさらされるおそれがあります。

さらには、加害者側の一員として責任を問われることもあります。社会からの信頼を失うことがないように、十分に注意しましょう。



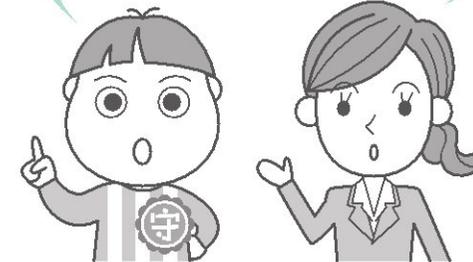
実際に対応にあたる際には、一人で抱え込まず、組織として対応しましょう。

実際に対応にあたる際には、一人で問題を抱え込まないことが大切です。反社会的勢力・団体から、何らかの接触があった場合には、速やかに上司に報告し、場合によっては警察の協力を仰ぐなどして、組織として毅然とした対応をとるようにしましょう。



不当な要求には
毅然とした対応を！

反社会的勢力・団体との間で
何らかの問題が生じたら、
一人で抱え込まないで
速やかに上司に報告しましょう！



Q1 暴力団関係者から不当な損害賠償請求を受けたら？

関西電力のAさんは、雷によって1時間の停電が起きた際、暴力団構成員と名乗る者から「事務所が停電したことで店が営業できなくなったので、通常の1日あたりの売上げを支払え。」と脅されたため、要求された金銭を支払った。

A1 反社会的勢力・団体を助長する行為として、社会的にも厳しい非難にさらされます。加害者の一員としての責任を問われる可能性もあります。

天災等の関西電力の責めとならない理由により、電気の供給が中止された場合、お客様の受けた損害については、賠償の責めを負いません。不当な要求には応じないという確固たる姿勢を貫き、根拠のない損害賠償請求は、きっぱりと断らなければなりません。

本事例のように、安易に要求に応じれば、同様の要求が繰り返されるおそれがあるばかりか、反社会的勢力・団体を助長する行為として、厳しい批判にさらされ、社会的な信頼を損なうことになりかねません。反社会的勢力からこのような不当な要求を受けた際には、できるかぎり速やかに上司に相談し、会社としてしかるべき対応策を考えてください。

なお、本事例のように不当な要求に応じて損害賠償の名目で金銭を支払った場合、税法上も問題となります。この点からも、安易に不当な要求に応じてはなりません。



Q2 暴力団関係企業と取引したら？

Aさんは、請負業務の発注先選定の際、地元暴力団関係者から、当該系列の請負業者を使えと言われて、その要求をのんでしまった。

A2 反社会的勢力・団体を助長する行為として、社会的にも厳しい非難にさらされます。加害者の一員としての責任を問われる可能性もあります。

発注先を選定するにあたって、暴力団関係者などからの要求をのんで、その系列の請負業者と取引することは許されません。そのような行為は、反社会的勢力・団体を助長する行為として、厳しい批判にさらされ、会社は社会からの信頼を失ってしまうこととなります。さらには、加害者側の一員として責任を問われることさえありえます。

近年、このような行為に対する社会の受け止め方は、従前にも増して非常に厳しいものとなっており、取引関係そのものを断つよう要請されていることに留意してください。

また、安易にこのような要求に応じれば、次々とエスカレートした要求を行ってくる可能性もあります。

取引先の選定にあたっては、暴力団等の反社会的勢力と関係がないか確認するなど、慎重に行う必要があります。また、本事例のような要求があった場合には毅然とした態度で断り、状況によっては警察の協力を得るなどして、適切な対処をする必要があります。

不当な要求に応じることは反社会的勢力を助長する行為とみなされます。もはや、被害者ではありません。



15. 社会人として良識ある行動

- 常に関西電力グループの役員、従業員としての自覚を持ち、品位を保つとともに、社会人としての良識をわきまえて行動します。
- 業務外でも、法令等はもちろん、社会のルールを遵守し、違法薬物の使用や賭博等の反社会的行為は行いません。
- 常に交通ルールを守り、安全運転に努めます。飲酒運転は行いません。

常に関西電力グループの役員、従業員として社会的良識に則って行動しましょう。

自らが関西電力グループを代表していることを自覚し、その誇りを持って、社会的良識を踏まえた行動をとりましょう。

たとえ業務外であっても、社会的良識を逸脱した言動を行えば、そうした言動を行った本人だけでなく、本人が所属する会社が社会的に批判を浴びることもあります。近年は、TwitterやFacebook等のソーシャル・ネットワーキング・システム（SNS）が普及し、個人が多数人に対して容易に情報を発信できるようになりましたが、SNS上に不適切な言動を掲載したことをきっかけとして、会社に対する思わぬ批判に及ぶおそれがあるので注意が必要です。

何気ない行動が関西電力グループや自らの信頼を損なうことのないよう、業務上・業務外を問わず、関西電力グループの役員、従業員として品位ある行動をしましょう。



業務上・業務外を問わず、良き社会人でありましょう。 法令や社会のルールを遵守し、反社会的行為は行ってはなりません。

私たちは、関西電力グループの良き一員である前に良き社会人でなければなりません。脇が甘いとそれだけで非難の対象となります。社会常識に反する行為は、慎まなければなりません。

また、当然のことですが、反社会的な行為を行ってはいけません。

例えば、覚せい剤、コカイン、大麻、あへん等の所持、使用等は、法律により厳格に規制されています。これらの違法薬物や危険ドラッグの使用は、極めて重大で反社会的な行為であり、会社の信頼を根底から失わせるものです。また、これらの薬物を使用すると、心身の健康を著しく損ない、様々な異常な言動を引き起こします。さらに、これらの薬物には依存性があり、一度使用すると抜け出すことは困難です。

また、「賭けゴルフ」等の賭博は、刑事罰の対象とされています。現金や商品券等を賭けると、取締りの対象となります。

飲酒運転は行ってはなりません。

飲酒運転は、重大な事故を引き起こす重大な犯罪です。飲酒直後の運転だけでなく、二日酔い等で酒気が残っている状態で運転した場合であっても、取締りの対象となります。また、自動車のみならず自転車の場合であっても同様です。「少ししか飲んでいないから大丈夫」といった誤った思い込みにより、自分や周囲の人々の人生を狂わせることのないようにしましょう。

業務外でも、社会人としての良識をもって行動しましょう。



Q1 宴会での“無礼講”が度を過ぎたら？

Aさんと上司のB課長は日頃から仲が悪かった。ある日の宴会において、B課長は、Aさんは仕事ができないと批判し、Aさんは、B課長が管理職として無能と批判した。言い争ううちに、Aさんは酔った勢いでB課長の体を押し、その拍子に飲食店の皿等が壊れた。

A1 Aさんは、B課長に対する暴行罪に問われる可能性があるとともに、損害賠償責任を負います。

Aさんは刑法上の暴行罪や傷害罪に問われる可能性があり、B課長や飲食店に対して損害賠償責任を負うおそれがあります。

宴会では、多少羽目を外すこともあり、そういう雰囲気や、職場内の親睦を一層深めることもあります。しかし、今回のように度が過ぎると、一転、親睦が深まるどころか、職場は気まずい雰囲気となります。そればかりか、刑事上・民事上の責任を負うことにもなりかねません。宴会の席といえども、一定の節度を守って楽しむようにしましょう。

楽しいはずの飲み会も度が過ぎると
台無しになりかねません。
取り返しのつかない事態にならないよう、
節度を守ってくださいね。



Q2 同僚同士なら賭け事も許される？

Aさんの職場では、仲のよい同僚同士でよく、賭けゴルフや賭け麻雀をしたりして楽しんでいる。

A2 職場の仲間うちであっても、賭け事をすれば賭博罪に問われます。

賭け事が横行すれば、まじめに働かない人が増え、社会の風紀が乱れます。社会の風紀が乱れると、窃盗や暴力行為が増加するなど、安心して暮らせる社会ではなくなります。

そのような、社会の風紀の乱れを防止するために、賭け事は法律で禁止されています。本事例のような賭けゴルフ、賭け麻雀などは賭博行為として禁じられていますので、注意してください。ちなみに、一時の娯楽に消費できる金銭以外のもの（軽食、飲み物など）を賭けることまでは禁止されていません。

なお、公共団体が主催する競馬や自転車競技などは、それぞれ競馬法や自転車競技法などにより例外的に適法とされています。

同僚同士で懇親を深めて、職場の風通しをよくするのはよいことですが、社会のルールを守って楽しむようにしましょう。



他社で実際に発生した事例

食品会社X社では、従業員やOBが高校野球賭博を行い、賭博容疑で64人が書類送検され、胴元の従業員には、罰金刑が科せられた。

Q3 違法薬物を使用したら？

Aさんは、ある宴会で学生時代の友人に勧められ、ごく軽い気持ちから覚せい剤を使い始めた。使い始めた頃は数週間に一度使用する程度であったが、次第に使用頻度が増えていった。覚せい剤の使用を止めなければ、と思いつつも、仕事のストレスや疲れから解放されたいという思いから、覚せい剤を止めることができなかった。

A3 覚せい剤取締法により覚せい剤の所持、使用等が禁止されており、使用すれば10年以下の懲役が科される重大な犯罪行為にあたります。

覚せい剤等の違法薬物を乱用すると、脳を侵し、心身の健康を損ないます。また、違法薬物には依存性と耐性があるため、1回だけと思ってはじめた人も、使用する量や回数がどんどん増えていき、どうしようもない悪循環に陥ります。もはやそうなると自分の意志だけでは使用を止めることはできません。さらに、薬物の乱用により幻覚、妄想が現れ、人格が崩壊し、殺人等の重大犯罪を引き起こすことがあります。また、本人だけでなく、家族までも不幸に陥れる行為であるとともに、会社に対する社会からの信頼を深く傷つけてしまいます。

この違法薬物は、薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や密売組織、使用者等が言葉たくみに使用を勧めています。薬物乱用への誘いのセリフとして、薬物を使用すると「ストレスがなくなる」「気分がすっきりする」「やせる」「1回だけなら大丈夫」といったものがあります。仮に薬物の使用を勧められたとしても、断固として拒否しなければなりません。



Q4 飲酒運転を見て見ぬふりをしたら？

Aさんは、高校時代の同級生Bさんと、Bさんの車で出かけた帰りに居酒屋に立ち寄った。2人の話は盛り上がり、最初は「車を運転しないとだめだしな…」と飲酒を迷っていたBさんだったが、Aさんにつられて、ついついビールと焼酎を飲んでしまった。その後、AさんはBさんに頼んで自宅まで送ってもらった。

A4 飲酒運転は厳禁です。運転者はもちろん、同乗を求めた者も処罰されます。

飲酒運転は道路交通法で禁止されている行為であり、決して行ってはならず、他人に勧めてもいけません。道路交通法では、飲酒運転をした本人に対してだけでなく、飲酒運転をした者の周辺の者（運転者に対して酒類を提供した者や飲酒運転の車に同乗を求めた者など）も処罰されます。

本事例では、Bさんは自ら飲酒運転をしており、当然処罰されますが、同乗を頼んだAさんも処罰の対象となりますので注意してください。

また、万が一にも、飲酒運転により事故をひき起こし、他人を負傷もしくは死亡させた場合には、刑事罰を受けることはもちろん、被害者に対して多額の損害賠償を支払わなければならないなど、自らの人生をも大きく狂わせてしまいます。また、社内でも厳正に処分されることとなります。

「少しくらいならいいだろう」「1、2杯なら酔いもすぐにさめるだろう」という安易な考えは捨て、「飲酒運転を絶対にしない」「周囲の者にも飲酒運転を絶対にさせない」という強い意志を持って、行動しましょう。

飲酒運転は、しない！させない！
運転者も、同乗を求めた者も
処罰されるよ。



16. 贈答・接待等に対する節度

- 贈答や接待については、節度をもって良識の範囲にとどめます。
- 政治や行政と適正な関係を保ちます。政治や行政に対して、接待・贈り物等により不当な利益を提供しません。

節度をもってお付き合いします。

関係先・取引先とは良識ある付き合いを心がけなければなりません。

こちらから接待を強要してはならないのは当然のこと、先方からの申出であっても、度を越えた接待は受けるべきではありません。

私たちが、接待と引換えに特定の取引先に発注していたといったことがあれば、お客さまや社会は関西電力グループをどのような目でみられるでしょうか。不透明な事業運営を行う会社として、信頼を失ってしまう可能性があります。お客さまや社会から不透明な事業運営に見える行為は、避けなければなりません。

公務員に対する接待は、行ってはなりません。

公務員[※]の職務に関係する贈答・接待は、刑法が禁止する贈収賄に該当し、贈った側・贈られた側双方が、処罰される可能性があります。

また、贈収賄に該当しない場合でも、国家公務員倫理法や各官公庁が定める倫理規程等に抵触し、接待された公務員が不利益を被る可能性があります。

なお、外国の公務員に対して、お金を渡したり、贈答を行ったりすると、その国の法令に抵触して処罰される可能性があるほか、日本の法令によっても処罰される可能性があります（詳細は、「8. 国際ルールや相手国の法令等の遵守」をご参照ください）。

（※公務員には、いわゆる「みなし公務員」（例えば国立大学法人の教授や日本銀行の職員など、法律によって定められています）も含まれます。）



Q1 取引先との付き合いはどの程度までならいい？

営業担当のAさんは、所属の成績を大きく左右するであろう有力工務店のB社長と、コネクションを築くことに成功した。B社長にオール電化を積極的に推奨してもらうには「今が攻め時」と判断し、役職者と共に、毎週のようにB社長を接待ゴルフに誘ったり、相当高額の金券類を贈ったりして、関係を深めようとした。

A1 取引先との付き合いは、節度を持って、良識の範囲にとどめましょう。

取引先との付き合いは、節度を持って、良識の範囲にとどめましょう。「良識の範囲内」がどこまでかは、頻度・価格・役職等の立場などによって変わり、一概に言うことはできません。しかし、本事例のように、頻度が高く、価格も高額であり、良識の範囲を越えたものであると見られる可能性がある行為は、避けるべきです。良識の範囲を越えた接待を行うことは、取引成立の対価として特定の企業へ不正に支出しているとして、社会からの信頼を失ってしまうことにもなりかねません。そうすると、取引先にも迷惑がかかります。

昨今、民間どうしの接待といえども、社会からの目は厳しいものになっています。関係構築は節度を持って行い、常に、第三者であればどう見るかという意識を持って行動するようにしましょう。

社外の第三者が、その取引先との付き合い方を見てどう思うか、という意識を常に持とう！



Q2 公務員を接待してもいい？

Aさんは、担当業務にかかる監査を担当する公務員に対して、お世話になっていることに対するお礼と、足を運んでもらった慰労をかねて、昼食・夕食等を共にし、飲食代をAさんの会社で支払った。

A2 公務員に対して接待を行うことは、国家公務員倫理法等との関係で問題があり、場合により贈収賄にあたる場合があります。

国家公務員は、国家公務員倫理法にて、利害関係者から供応接待を受けたりすることを禁止されています。また、地方公務員の場合であっても、大半の地方自治体が、その職員について同様の倫理条例を設けています。

本事例に登場する公務員は、この会社の業務の監査を行う立場にありますので、この会社は利害関係者に当たります。たとえ会社側に、接待により監査を甘くしてもらおう意図がなかったとしても、飲食を共にすることは避けねばなりません。

さらに、接待が高額になるなど、公務員の職務に関する不正な報酬としての利益、すなわち賄賂とみなされた場合には、賄賂の供与・收受として、贈賄・収賄の罪で処罰されます。

単なるお礼の気持ちからしたことであっても、相手方に迷惑がかり、関西電力グループも社会から非難されるおそれがありますので、会社と利害関係にある公務員に対して、本事例のような行為は決して行ってはいけません。



Q3 選挙事務所への差し入れをしてもいい？

Aさんのいる職場では、選挙期間の開始直後、電力業界に理解がある候補者の選挙事務所を訪問し、事務所開きのお祝いにお酒を持参した。

A3 選挙活動に関し、お酒を贈ることは、公職選挙法違反となり、法令で処罰されます。

公職選挙法は、何人に対しても、選挙運動に関して飲食物を提供することを禁止しています。後援者が選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞として、選挙事務所へ飲食物の差し入れをすることはできません。

これは、選挙運動をきっかけとする飲食物の提供が買収と結びつくなど、飲食物の提供に伴う様々な弊害を抑制する趣旨から定められたものです。

万一違反すると、違反者は法律により処罰されますし、候補者にも迷惑がかかります。

選挙事務所への飲食物の差し入れは、公職選挙法違反となり、候補者に迷惑をかけることになるよ！



17. 公私の区別

- 事業を行うための物品等の会社資産は、私的に利用しません。
- 調達や委託等、社外との取引において業務上の立場を利用して、相手方に対し、個人の利益のための要求はしません。
- 勤務中は、職務に専念します。

会社の資産は、会社が認めた目的のために使用しなければなりません。

会社の資産（設備、備品、貸与品、金銭、電話等）を、会社が認めた目的以外に利用することは許されません。

会社が認めた目的以外に利用することは、会社に損害を与える行為です。些細な目的外利用であっても、会社全体で見れば、コスト増加の要因ともなり、会社の競争力を低下させることになります。

会社資産を適正に管理し、目的外利用を防ぐことが大切です。

業務を利用して、不当に個人的な利益を得てはなりません。

調達や委託等、社外との取引は、公正な協議、交渉を通じた契約に基づき適正に行わなければなりません。架空発注やカラ出張等の、業務を利用して不当に個人的な利益を得る行為は、いずれも詐欺罪（刑法第246条）や背任罪（刑法第247条）等に該当することがあります。これらの行為は決して行ってはなりません。



会社のパソコンで業務に関係のないサイトの閲覧や株式売買を行うこと、メールの私的利用を行うことなどは、慎みましょう。

会社の情報システム（パソコン、電子メール、インターネット接続等）は、会社の業務のためにのみ利用が認められています。

利用にあたっては、情報セキュリティルールブック等の社内ルールを遵守しなければなりません。

業務に関係しない情報システムの利用は、厳に慎んでください。情報システムの利用に関しては、その利用情報が記録されます。

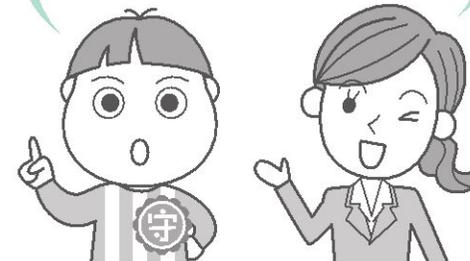
勤務中は職務に専念しなければなりません。

従業員には、労働契約上、職務を誠実に遂行する義務があります。したがって、勤務中は職務に専念するとともに、職務と関係のない私的な行為は差し控えるべきではありません。

オンとオフのメリハリのある働き方を心がけると、ワークライフバランスの達成にもつながります。

業務を利用して不当に個人的利益を得てはいけないよ。

メリハリのある働き方をして、ワークライフバランスの向上を目指しましょう。



Q1 社有車で自宅に帰ったら？

関西電力のAさんは社有車で、あるお客さまとの交渉に向かい出向いていた。交渉が終了したのが終業時刻近くだったので、Aさんは、そのまま車で帰れば早く帰宅できると思い、社有車で自宅に帰ることにした。

A1 社有車を使って帰宅することは、原則として、認められていません。

社有車は、会社の事業運営のために保有している会社の資産ですので、個人的に利用してはなりません。

関西電力では、社有車の自宅への持帰りについては、早朝・夜間の作業出勤で、自宅と出張先の位置関係や待機時間からして直行・直帰の強い必要性があるなど、真にやむをえない場合に限り、所属長の承認を得て認められることとなっています。必要が生じた場合には、必ず上司に相談してください。グループ会社においては、社有車の自宅への持帰りに関するルールに従ってください。

Q2 出張費を余分に請求したら？

週に1回の頻度で東京へ出張しているAさんは、交通手段として飛行機の早朝便を利用している。しかし、会社には飛行機より割高な新幹線で出張していると申請し、新幹線運賃を出張旅費として受け取っている。

A2 出張費の不正請求は、犯罪です。

出張費の支払は実費精算が原則です。会社に虚偽の申告をして、出張旅費を不正に請求して支給させた場合、「会社に対する詐欺行為」として詐欺罪となります。一般に架空請求や立替えた経費の水増し請求など、本来支払われない金銭を不正請求により会社に支給させる行為も、その対象となりますが、軽い気持ちで出張旅費の不正請求を行っても同様です。会社としても、このような事案には、厳正に処分することになります。

旅行等の不正請求は、犯罪であるとともに、たとえわずかな金額であっても、厳しく責任を問われることを十分に認識し、適正な旅費請求を行ってください。



Q3 不正発注したら？

関西電力の営業担当のAさんは、かねてからの知合いが社長を務めるX社に対し、100万円で購入用のピラの印刷を発注した。しかし、通常同種同量のピラの印刷費は80万円であり、この差額の20万円はAさんとX社の社長がピラ印刷の取引を利用して不正に利益を得る目的で上乗せしたものであった。関西電力からX社に対して100万円が支払われた後、AさんとX社の社長は差額の20万円を山分けし、10万円ずつ個人的に利益を得た。

A3 会社財産を着服する行為は、犯罪です。

架空発注により不正に利益を得るこのような行為は、会社財産を不正に騙し取るものであり、詐欺罪（刑法246条）や背任罪（刑法247条）が成立することがあります。このような行為が発覚した場合には、不正に得た利益を会社に返還するのはもちろんのこと、懲戒処分の対象となるとともに、会社から刑事告訴されることがあります。

また、X社からの誘いに乗って本事例のような行為を行った場合も同様です。

ほんの出来心であっても、架空発注を含め会社財産を着服すると、法律上、就業規則上、厳しく罰せられます。自ら進んでこのような行為を行わないことはもちろん、仮に取引先からの甘い誘いがあったとしても、上司に報告し、毅然とした対応を行いましょう。



関西電力グループで実際に発生した事例

グループ会社X社の従業員Aは、取引先のY社と共謀し、実際には物品を仕入れていないのに、Y社から仕入れたかのように社内処理をして、X社にY社に対する物品代金を支払させた。そして、Aは、Y社から、物品代金の一部に相当する金品を受領した。

Q4 工事業者からお金を借りたら？

Aさんは、仕事でよく取引を行う工事業者の社長と非常に仲良かった。ある時、個人的にまとまったお金が必要になり、困っていることを話したところ、社長が融資を申し出てくれたので、お金を借りた。

A4 取引先から私的な理由でお金を借りてはいけません。

取引先から私的にお金を借りることは慎むべきです。いくら仲の良い取引先であり、厚意で貸してもらったとしても、借金をしていることが、その取引先への発注の判断に影響を与えかねないからです。

また、社会から見れば、取引先からの個人的な借金は、取引先との癒着ととられてしまうでしょう。さらに、金銭の貸し借りは後々トラブルになりやすく、返済が滞れば取引先との信頼関係を損ねてしまいかねません。

このような借金は、取引先や会社に迷惑をかけるということを肝に銘じ、厳に慎むようにしてください。

いくら親密であっても、
取引先は取引先。
肝に銘じよう！



Q5 プライベートで取引先から値引きサービスを受けたら？

営業担当のAさんは、仕事で取引の多い電気工事業者に、自分の親戚宅のIHクッキングヒーターを注文した。後日、通常20万円はするIHが2万円で購入されてきた。

A5 取引先から過度な便宜を受けてはなりません。個人として注文した際には、適正な金額を支払うようにしましょう。

自身がプライベートで使用する商品を、仕事で取引の多い事業者を通じて、市場価格より格安で手に入れることは、立場上許されるのではないかと安易に考えてしまうかもしれません。しかし、取引先は、担当者に便宜を図ることで、ひそかに特命発注などの次の仕事の見返りを期待しているかもしれません。個人的に商品を格安で提供してもらった恩義から、仕事で取引先にお返しする（例えば、会社としての当否の判断と関係なく取引を継続する）ということにもなりかねません。

たとえ自分から要求していなくても、提供された価格が極端に安い場合、適正な金額の支払いを申し出るようにしましょう。

取引先とのプライベートでのやりとりが、
ビジネスの関係に影響することもあります。



18. インサイダー取引の防止

- 職務等に関して知ったインサイダー情報に基づいて、その公表前に、自社または他社の株式の売買等を行いません。
- 家族、親族、友人等にインサイダー情報を伝達したり、インサイダー情報に基づいて株式の売買を勧めません。

インサイダー取引は、決して行ってはいけません。

インサイダー取引とは、会社関係者等が、職務等に関して自社または他社の重要事実等（これをインサイダー情報といいます。）を知った後、または職務等に関してインサイダー情報を知った者等から当該インサイダー情報の伝達を受けた後、当該インサイダー情報の公表前に、株式の売買等を行うことをいいます。インサイダー取引は、金融商品取引法で厳しく規制されています。

役員や従業員がインサイダー取引を行った場合、行為者個人が刑事罰に処せられたり、課徴金を課されたりするほか、所属企業名の公表により、会社も社会からの信頼を失うことになります。



他人に利益を得させることなどを目的として、インサイダー情報に基づく株式の売買等を勧めてはいけません。

金融商品取引法では、インサイダー取引の禁止だけでなく、会社関係者等が、職務等に関してインサイダー情報を知った場合、当該インサイダー情報の公表前に、当該会社の株式の売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、または当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、他人にインサイダー情報を伝達したり、当該売買等を勧めたりすることを禁止しています。

このような行為をきっかけとして、実際に株式の売買等が行われた場合は、自らがインサイダー取引を行った場合と同様、インサイダー情報を伝達するなどした従業員個人が刑事罰に処せられたり、課徴金を課されたりするほか、所属企業名の公表により、会社も社会からの信頼を失うことになります。

インサイダー取引等の摘発件数は、昨今著しく増加しています。あなたの軽率な行動が、あなた自身と会社に大きな不利益をもたらすことを十分に理解し、インサイダー取引に抵触する行為は厳に慎むようにしましょう。



インサイダー取引を行わないことはもちろん、他人にインサイダー情報を伝達することも法律で禁じられているよ！



Q1 内部情報をもとに家族の名義で自社の株を購入したら？

Aさんは、友人の経理担当者から、「本年度の決算は、予想していたよりも、大幅な黒字になるだろうから株価が上がるだろう。」という話を聞き、決算発表の前に妻の名義で自社の株を購入した。

A1 重要な内部情報を知った者からの情報をもとに、その情報が公開される前に、自分の家族の名義で自社の株を購入することは、インサイダー取引となります。

会社の役員、従業員など、ある一定の立場ゆえに、会社の株価に影響を与えるような重要な内部情報を知った者（会社関係者）が、その情報が公表される前に、その会社の株式を売買することは、インサイダー取引となります。また、このような会社関係者から直接、その情報を聞いた者が、同様の行為を行うことも、インサイダー取引となります。

株価に影響を与える内部情報をいち早く取得できる会社関係者等が、一般投資家はその情報を知る前に、株式を売買できるとなると、証券市場の公平性・健全性が損なわれるため、インサイダー取引は、金融商品取引法で厳しく規制されています。

会社関係者には、会社の役員、従業員だけでなく、その会社と取引関係にある会社の従業員で、当該取引に関係がある者も含まれるため、職務を通じて知った他社の重要情報をもとに、その情報の公表前に当該会社の株式を売買することも禁止されます。なお、本事例のように、会社関係者等が家族や知人の名義を使って株式を売買した場合でも、当該会社関係者等がインサイダー取引の行為者に該当することになるので注意が必要です。

インサイダー取引を行うと、刑事罰として懲役刑や罰金刑を科されるほか、インサイダー取引で得た財産は全て没収・追徴されます。さらには、行政上の措置として課徴金が課されることもあります。

利益を得る目的がなかったとしても、自社や取引先の重要な内部情報を知って、その情報が公表される前に株式を売買した場合は、インサイダー取引規制に抵触することになります。株式の売買をする場合には、十分注意してください。



Q2 内部情報を友人に話して株の売買を勧めたら？

近々、自社がX社と合併することを職務上知ったAさんは、「これが公になれば株価は大幅に上がるだろう。」と思っていた。そのような中、たまたま株の売買が趣味である友人のBさんに会ったので、「詳しくは言えないんだけど、今うちの株買っておけば儲かると思うよ。」と伝えたところ、それを聞いたBさんは、Aさんの会社の株式を購入することとした。

A2 内部情報を友人に話して株の売買を勧めることは、インサイダー取引にあたります。

会社の役員、従業員など、ある一定の立場ゆえに、会社の株価に影響を与えるような重要な内部情報を知った者（会社関係者）が、その情報が公表される前にその会社の株式を売買させて利益を得させよう（または、損失を回避させよう）という目的をもって、インサイダー情報を伝えたり（情報伝達行為）、株式の売買等を勧めたり（取引推奨行為）することは、金融商品取引法で禁止されています。

これは、会社関係者自身よりも、これらの者から情報を受領した者によるインサイダー取引が多く見られたことを背景として、情報伝達行為や取引推奨行為も不正な取引が行われる蓋然性を高め、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれがあるものとして、平成25年に追加された規制です。

情報伝達行為や取引推奨行為をもとに、仮に当該情報の受領者が、当該情報の公表前に株式の売買等を行った場合は、情報伝達行為等を行った者に、刑事罰として懲役刑や罰金刑が科されるほか、行政上の措置として課徴金が課されることもあります。

自分自身にそれほどの意図がなくとも、やりとりの実態をみて、「利益を得させよう（損失を回避させよう）」という目的があったと判断されることもあります。

このようなインサイダー取引規制に抵触する行為を十分に理解し、そのような行為は決してしないように注意しましょう。



1	安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いかなるときにも、安全を最優先に考えて、業務を遂行します。 ◆ 業務遂行に当たっては、安全に関する法令や社内ルールを守り、安全の確保に細心の注意を払います。 ◆ 事故・災害の未然防止に努めます。万一発生した場合は、迅速に救護・復旧に努めます。
2	環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業活動の遂行に当たっては、環境に十分配慮します。 ◆ 廃棄物処理法等の環境の保全に関する法令・条例等を遵守します。 ◆ 地域社会の一員として環境の保全に向けて、省資源・省エネルギー活動に率先して取り組みます。
3	人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、職業、障がい等を理由にして、差別や嫌がらせなどは、行いません。 ◆ 一人ひとりのちがいを認め合い、多様な価値観や発想を尊重します。
4	適正な労働環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常に安全・衛生に配慮し、誰もが安心して働ける職場を目指します。 ◆ 快適に働ける職場づくりに努めます。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為は行いません。 ◆ 常に心身ともに健全な状態で業務を遂行できるように心がけます。
5	業務に関連する法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務に関連する法令等を理解・遵守し、適正に業務処理を行います。 ◆ 電気事業法を遵守します。行為規制を遵守し、託送業務で知り得た情報は適正に利用し、特定の発電・小売電気事業者に対して不当な差別的取扱いはしません。 ◆ ガス事業法、電気通信事業法、宅地建物取引業法をはじめ、各事業に関連する法令等を遵守します。 ◆ 法令等の改正にも確実に対応します。 ◆ 契約の相手方との約束ことは守り、誠実に義務を履行するとともに、適切に権利を行使します。
6	会社の定める諸ルールの遵守	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会社が定める諸ルールを理解・遵守し、適正な業務処理を行います。 ◆ 業務遂行に当たっての意思決定は、社内ルールに定める手続きや権限に従って適正に行います。 ◆ ルール自体に問題がないかという意識でもチェックを行い、必要に応じて見直しを検討します。
7	適正な経理処理と納税	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法令や社内ルール等を遵守して、業務実態を反映した正しい経理処理を行い、適正に税金を納めます。 ◆ 経理処理上の疑問が生じた場合は、経理部門や専門家に相談して、適正に対処します。
8	国際ルールや相手国の法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際ルールや取引相手国の法令等を把握し、確実に遵守します。 ◆ 国際事業案件への参画・実施に当たっては、関係各国の法令等を遵守するとともに、文化や慣習の違いにも配慮します。また、外国公務員等に対する不正な利益の供与等は、絶対に行いません。
9	公正かつ適正な業務処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務に関する事実・データは、厳正に記録し、不都合な事実・データであっても、隠ぺい改ざんは行いません。 ◆ 業務運営上の不具合が発生した場合は、ただちに是正するとともに、上司や社内の関係部門に事実を速やかに報告・共有します。お客さまや地域の皆さま、社会に影響を与える事象の場合は、事実に基づいて迅速かつ的確に情報開示します。 ◆ 社外の方々への情報の公開や理解促進活動においては公正さを徹底します。

10	独占禁止法等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 独占禁止法等を遵守し、公正かつ自由な競争に基づいて、事業を遂行します。 ◆ 談合やカルテルはしません。これらを誘発・助長する行為もありません。 ◆ 取引上の優位な立場を利用して、不当な取引条件を押し付けたり、自社の商品・サービスの購入を強要したりしません。
11	消費者保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費者保護に関する法令を遵守することはもとより、お客さまに誠実に対応します。 ◆ 商品やサービスを提供するにあたって、過大な景品、事実と異なる情報やお客さまに誤解を与える情報を提供しません。
12	個人情報、お客さま情報、企業秘密等の厳重な管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関連する法令等や社内の情報セキュリティルールを遵守し、個人情報、お客さま情報、企業秘密等について、その収集、保管管理、利用、提供および開示にあたって、厳重に取り扱います。 ◆ 自社の企業秘密等を第三者に開示する場合は、秘密保持契約を締結するなど、漏えいしないよう措置を講じます。 ◆ 社外の方々が見聞きできるような場所で、業務に関連した会話をすることや資料を開くことは、厳に慎みます。
13	知的財産の管理、他人の知的財産の侵害防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 仕事の成果として得られた知的財産は、適切に権利確保し、確実に管理します。 ◆ 他人の知的財産を尊重し、これを不正に使用しません。
14	反社会的勢力・団体との対決	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 反社会的勢力・団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、断回として拒否します。 ◆ 反社会的勢力・団体に対しては、取引も含めた一切の関係を遮断します。 ◆ 反社会的勢力・団体への対応では、個人ではなく組織として、問題の解決にあたります。
15	社会人として良識ある行動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常に関西電力グループの役員、従業員としての自覚を持ち、品位を保つとともに、社会人としての良識をわきまえて行動します。 ◆ 業務外でも、法令等はもちろん、社会のルールを遵守し、違法薬物の使用や賭博等の反社会的行為は行いません。 ◆ 常に交通ルールを守り、安全運転に努めます。飲酒運転は行いません。
16	贈答・接待等に對する節度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 贈答や接待については、節度をもって良識の範囲内にとどめます。 ◆ 政治や行政と適正な関係を保ちます。政治や行政に対して、接待・贈り物等により不当な利益を提供しません。
17	公私の区別	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業を行うための物品等の会社資産は、私的に利用しません。 ◆ 副連や委託等、対外との取引において業務上の立場を利用して、相手方に対し、個人の利益のための要求はしません。 ◆ 勤務中は、職務に専念します。
18	インサイダー取引の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職務等に関して知ったインサイダー情報に基づいて、その公表前に、自社または他社の株式の売買等を行いません。 ◆ 家族、親族、友人等にインサイダー情報を伝達したり、インサイダー情報に基づいて株式の売買を勧めません。

コンプライアンス相談窓口について

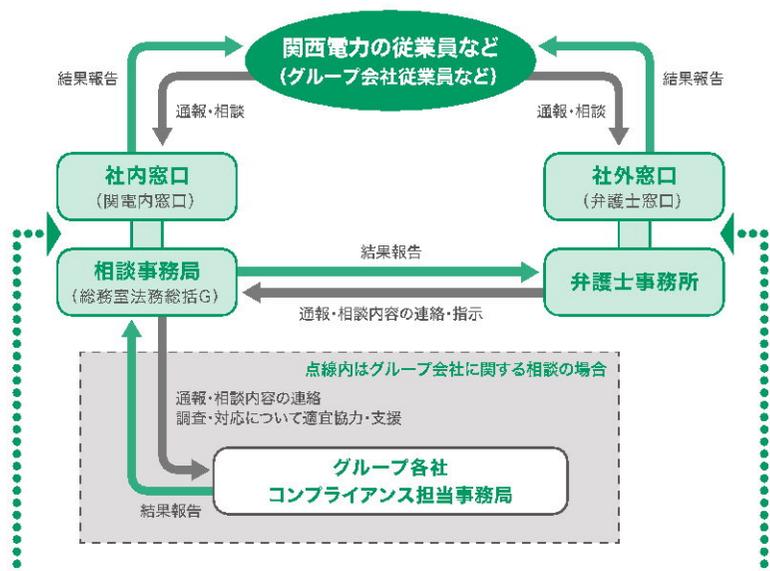
日々の生活を進める中で「こんなやり方はコンプライアンス上問題があるのではないか。」などと疑問を持ったことはありませんか。その場合、職場で話し合っただけで解決するのが基本ですが、職場の雰囲気や相談内容から言い出しにくいときは、ためらわずにコンプライアンス相談窓口へ相談してください。

コンプライアンス相談窓口は、本来の職制による報告・連絡・相談のルートがうまく機能しないとき、直接相談をすることができる窓口です。

自分の職場や業務に関連して、コンプライアンス上疑問を感じるがあれば、コンプライアンス相談窓口にご相談ください。



相談したらどのように対応してくれるの？



社内窓口にご相談した場合

- 相談事務局（総務室法務総括グループ）が必要に応じて、関係部門（グループ会社に関する相談では各社コンプライアンス担当事務局）と連携し、事実調査を行います。
- 相談事務局は、事実調査の後、必要に応じ、所轄部門と連携して問題への対応を行います。
- 事実調査・対応完了後、相談者に報告されます。

社外窓口にご相談した場合

- 担当弁護士は、相談事務局に連絡し、対応を指示します。（相談者が希望すれば、担当弁護士も事実調査に関与します。）
- その後の流れは、社内窓口にご相談した場合と同じです。